第4回世羅町議会定例会会議録

令和 3 年 12 月 6 日 第 1 日目

世羅町議会

1. 議事日程

令和3年 第4回世羅町議会定例会 (第1号)

令和3年12月6日

午前9時00分開議

於:世羅町役場議場

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

髙橋公時 2番 上羽場幸男 1番 3番 上 本 4番 矢 山 剛 武 向 谷 伸 二 5番 6番 田原賢司 7番藤井照憲 8番 松尾陽子 9番 徳 光 義 昭 10番 久 保 正 道 11番 山田睦浩 12番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

9番 徳 光 義 昭

10番 久 保 正 道

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和 副 町 長 金廣隆徳 会 計 課 長 石 ケ 坪 洋 史 総 務 課 長 広 山 幸 治 財 政 課 長 矢 崎 克 生 企 画 課 長 道添 毅 税務課長藤井博美 町民課長 山口 徹 子育て支援課長 和 泉 秀 宣 健康保険課長 宮崎満香 福祉課長釣井勇壮 産業振興課長 大 原 幸 浩 商工観光課長 前 川 弘 樹 建設課長 福本宏道 上下水道課長 升 行 真 路 せらにし支所長 山崎 誠 教 育 長 松浦ゆう子 学校教育課長 脇 田 啓 治 社会教育課長 荻 田 静 香

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (3名)

令和3年第4回定例会一般質問通告事項一覧

順番	質問者	質問事項
1	10番 久保正道	1 令和4年度当初予算編成方針について
2	9番 徳光義昭	1 町道に設置されている頌徳碑について
3	1番 髙橋公時	1 観光施設(費用対効果・将来展望)はいかに 2 指定管理者(自治組織)への指導監督権限は
4	8番 松尾陽子	1 HPVワクチン接種の勧奨再開に対する対 応は
5	6番 田原賢司	1 安心安全、行政の役割は
6	5番 向谷伸二	 町の活性化にシェアオフィス施設を Uターン政策強化で地元に活力を 今高野山開基1200年 迎えるための環境整備は

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

〇議長(米重典子) 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言時にもマスクの着用をお願いします。議場の常時換気を行うとともに換気のための休憩をとる場合がございます。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

〇町長(奥田正和) おはようございます。令和3年第4回世羅町議会定例会にあたり、ひと言ご挨拶を申し上げます。

師走に入りまして毎日が冷え込んでまいりました。インフルエンザ等にもご注意をいただき、お身体にはご自愛いただければと思います。12月4日から10日までが人権週間となってございまして、本日早朝からですね、人権擁護委員様による地域の巡回活動に出発式を先程行ったところでございます。本日は地域を回られる中でも農業法人等での人権研修会も行われるということでそちらに出席をいただくこととお聞きいたしたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の関係におきましては、新たな変異株、オミクロンというものが出てまいりました。国といたしましても対策をいろいろと打っていただいておるところでございますけれども、町としてもこれまで同様、しっかり気を引き締めて取り組んでまいりたいと思っております。

また第3回目のワクチン接種につきましては、今後皆様のところにご案内を 送らせていただくということにさせていただいております。

また現状のワクチン接種の状況でございます。先般、全員協議会でもご報告をさせていただきましたとおり、高齢者においても 91%、全体で 85.37%。分母が 12 歳以上の方 14,470 人となってございます。合計接種者については 12,353 名の方となっているところでございます。

12月については皆様待望の全国高等学校駅伝競走大会が京都にて行われます。先週金曜日には世羅高校よりですね、キャプテン並びに校長、監督等お見えになられまして、豊富を述べていただいたところでございます。連覇に向け

まして都大路で地元や関係者の方々の応援を力に頑張っていただけるものと思っております。

本定例会に提出いたしました議案につきましては、条例改正並びに一般会計補正予算等々多くの議案を提出させていただいておるところでございます。委員会等含め慎重審議いただきまして、何卒ご可決いただく旨よろしくお願い申し上げて、簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(米重典子) ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより 令和3年 第4回世羅町議会定例会 を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、政務報告について提出されています。お手元に配付しておきましたからご了承願います。

教育長から、教育行政報告について提出されています。お手元に配付してお きましたから ご了承願います。

10月25日から10月26日 に開催の「令和3年度町村議会議員特別セミナー」に、お手元に配付のとおり、それぞれ議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した請願・陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情一覧表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和3年8月分、9月分、10月分に関する「例月出納検査結果の報告」、及び令和3年11月実施の「定例監査の結果報告」が提出されています。写しを、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、9番 徳光 義昭議員、 10番 久保 正道議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの「11 日間」にしたいと思います。

これに ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

従って、会期は、「11日間」と決定しました。

日程第3 一般質問 を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

まず「令和4年度当初予算編成方針について」 10番 久保 正道 議員。

- ○10番(久保正道) 議長。
- ○議長(米重典子) はい、10番。
- ○10番(久保正道) おはようございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

まずはじめに、2年前から全世界にまん延し、我が国においても新型コロナウイルスデルタ株は多くの人命を奪い苦しめてきました。我が国で確認されて以来、医療体制の整備について取り組まれた行政担当者、また感染者に対する治療に従事していただいた医師、看護師、介護士、感染症が専門の学者の方々の助言指導、国民の方の絶大なご協力により収束に近づいてまいりました。関係して取り組んでいただいた方々に深甚なる敬意と感謝を捧げたいと思います。第5波の緊急事態宣言が解除され、経済も好転も向かい、国民生活も平常に向かって進みつつある中で今回、オミクロン株の発生という事態により改めて緊張した感染対策を図る必要を感じているところであります。過去2年の苦

しい生活環境に戻らないためにも感染予防に取り組みましょう。

さて、本題に入りますが、奥田町政3期2年目の次の予算編成の時期となり、限られた財源の中で政策課題、政治課題に取り組まれていると思います。町長の政策提言に掲げられております「まち・ひと・しごと総合戦略」を基軸に示された「健幸づくり・ものづくり・人づくり・安全安心づくり・地域づくり」を具体的にどの様に進められるのか、次の5項目ごとの18部門にかいつまんでお伺いいたします。

まず第1として「健幸づくり」において、令和7年(2025年)に予想されている後期高齢者人口増に対応する課題の取り組みを、必要とする対策は待ったなしであります。今から準備する必要があると思いますがどの様な考えを持って課題に取り組み、施策の展開をされるのか伺います。

そのひとつとして新型コロナウイルス感染対策について令和3年度の現在のところワクチン接種率は80%に近い住民理解のもとで推移していると聞いております。国に於いては、引き続き3回目のワクチン接種を準備されていますが、世羅町の推進体制と取り組みをいかにされるのか、お伺いいたします。

- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) 10番 久保正道議員の令和4年度当初予算編成方針についてさまざまな角度からご質問いただいております。私のほうからは、1項目目にございます「健幸づくり」についてお話しをさせていただきたいと思いますが、その前に令和4年度においても、本町が掲げます将来像であります「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」の実現に向け、第2次長期総合計画に掲げる5つの基本目標を基軸に諸施策を進めているところでございます。また、議員お示しのように収束が見通せない新型コロナウイルス感染症対策の継続を想定しながら、アフターコロナを想定した新たな行政課題にも取り組んでまいります。本町の限られた経営資源をこれら多様化・複雑化する行政需要に効率的に活用するためにも、事務事業の検証に心がけ、更なる住民サービスの向上に取り組んでまいります。

まず1点目の「健幸づくり」についてお答えをさせていただきます。この健幸という漢字でございますが、健やかに幸せにというふうな名前を付けさせて

いただいているところでございます。私の政策の中でも1番目にですね、この 健幸についての課題をしっかり取り上げて、さまざまな施策展開をしていると ころでございます。

今回の新型コロナワクチン接種の推進体制とその取り組みについてのご質問でございます。町内では、医療従事者等の優先接種を令和3年4月中旬から開始し、5月から順次、高齢者の方から接種を進め、これまで皆様のご理解のもと、対象者の約8割の方が接種をされている状況でございます。

3回目の追加接種につきましては、2回目の接種から原則8カ月以上の間隔をあけて接種することとされております。まずは医療従事者等を対象に令和4年1月に、高齢者等は2月頃から開始をする予定でございます。現在、医療機関と調整をさせていただいております。接種場所や予約方法は1回目と同様、町内医療機関での個別接種、インターネットと専用電話による予約となります。

今回は、予約時の混乱を避けるため、2回目接種から8カ月を経過する方を 週ごとに分け、接種券等をお送りする予定としております。

このワクチン接種に関しましては、対象範囲やワクチンの種類など、さまざまな動きがあるものと考えておりまして、今後も国の動向を把握しながら、円滑な推進に向け取り組んでまいります。私のほうからは以上でございます。

- ○10番(久保正道) (举手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- 〇10番(久保正道) それでは質問2項目目の健康増進対策について、健康せら21の推進状況と課題があるならば、その反省と取り組みの課題解決に向けての施策はどのようにされているのか。

更に第3次世羅町食育推進計画の推進において成果と、今後の取り組みを推 進する考えはどの様にされるのかお伺いいたします。

- ○健康保険課長(宮﨑満香) 議長。
- ○議長(米重典子) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(宮﨑満香) それでは2点目の「健康増進対策」について、 お答えいたします。

まず、健康せら21の推進状況でございます。取り組みの1つである健診の

受診率について、受診勧奨により受診率向上を図っているところではございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値の達成が難しい状況となっております。そのため、これまでの取組みを評価、検証し、来年度に向け見直しが必要であると認識しております。

10年計画の中間年である令和4年度の評価と見直しに向け、現在アンケート調査を実施しており、分析結果を来年度の評価資料として活用したいと考えております。

第3次世羅町食育推進計画の推進状況につきましては、第2次計画の推進により、家庭や学校、保育所、認定こども園、地域、行政などが連携し事業に取組むことで、食育に関心を持ち、栄養バランス等に配慮した食生活を送る人や減塩に取組む人が増加する、といった成果を上げることができました。一方、世羅産の食材を意識している人の若い世代での減少や、朝食を欠食する中高生の増加など、改善すべき課題も明らかとなりました。関係機関、団体と連携し、中高生や若い世代への啓発や取組みを継続、強化する必要性を認識したところでございます。昨年度策定の第3次計画に基づき、今後も引き続き関係機関と連携し、事業を推進してまいります。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- 〇10番(久保正道) 答弁では改善すべき課題も明らかになったと答弁がありましたが、どのような課題か。強化する必要があると認識したとの答弁ですが、内容はどのようなことか。お答えをお願いします。
- ○健康保険課長(宮﨑満香) 議長。
- ○議長(米重典子) 健康保険課長。
- 〇健康保険課長(宮﨑満香) 課題につきましては、町民が世羅町の農畜産物への理解を深め地産地消を推進する取り組みが必要と考えております。

また朝食につきましても中高生で欠食が目立つこと。それに併せて、就寝時刻が11時以降というのも小学生に比べ中学生では高くなっているということから早寝早起き、朝ごはん、こういったことを小さいときから習慣付けられるよう生活リズムを整えるための取り組みが必要であると認識をしており、第3次計画に基づき各関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

- ○10番(久保正道) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 健康保険課長の先程の答弁ですが、小中学校、高校生の それぞれの食事関係についての問題点、課題があると答弁されました。教育委 員会との連携についてはどのような考えですか。
- ○健康保険課長(宮﨑満香) 議長。
- ○議長(米重典子) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(宮﨑満香) 教育委員会の関係につきましても、6次産業ネットワークの推進会議のメンバーになっていただき会議のほうに出席をいただいております。

また事業の推進につきましても教育委員会のほうで項目を立てていただき、 食育に関する取り組みのほうも実施をいただいております。

- ○10番(久保正道) 議長。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 次の項目に移ります。医療体制において、中核拠点医療機関の世羅中央病院を核とした地域医療体制の充実を図るための医師確保と安定した経営基盤の方策はいかがでしょうか。
- ○健康保険課長(宮﨑満香) 議長。
- ○議長(米重典子) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(宮﨑満香) 3点目の「医療体制」について、お答えいたします。

医師確保につきましては、公立世羅中央病院におけるふるさと枠医師の配置 要望により、昨年度までは1人、今年度新たに3人が配置されているところで ございます。今後もこの制度を活用し、充実した医療体制の維持を図ってまい ります。

次に、安定した経営基盤の方策についてでございますが、世羅中央病院の令和2年度決算も赤字と聞いております。受診控えなど患者数の減少と、感染防止対策の費用負担増など、厳しい財政状況の中、地域医療を守るため、経営努力に取り組まれております。町といたしましても、住民の皆様の理解を深めるための啓発に取組むとともに、引き続き医療機関と連携し、地域医療体制の維

持、強化に取り組んでまいります。

- ○10番(久保正道) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- 〇10番(久保正道) 答弁では世羅中央病院は令和2年度も赤字というふうに答弁されました。当該病院が経営努力に取り組まれて、中核医療体制の世羅中央病院は令和2年度も決算も赤字と答弁されました。当該病院が経営努力に取り組まれている。また住民の皆様の理解深める啓発とは何か。当該病院の検証と反省を促し、経営改善を図られてはどうでしょうか。住民の方からいろいろ聞くのですが、医療の体制は非常によろしいんですが、どう言いますか、病院に行って非常に嫌な思いがするんだというふうな声も聞くわけです。それは何かと言いますと、職員の方の接客、こういったところにも配慮をお願いするようなことになろうかと思います。これは企業長がおられるので、なかなかむずかしいとは思うんですが、世羅町も一部事務組合の構成団体としてあるわけですから、そういった赤字解消のひとつの取り組みとしてもそういったものが必要なのではないでしょうか。
- 〇町長(奥田正和) 議長。
- ○議長(米重典子) 町長。
- 〇町長(奥田正和) それでは私のほうから世羅中央病院企業団につきましては、世羅町と三原市において設置者、開設者という形になってございます。経営については企業団ですからそちらのほうにいろいろとおまかせをしているところではございますが、町からの財政措置もさしていただいているところでございますので、公立病院としてのですね、役割は地域に根差したしっかり中核病院として取り組んでいただくことと思います。

また議員がおっしゃられるような接遇の体制でございますけれども、その点については、病院においてそういった研修等も行われ、またさまざまなお声を聞いた際にはですね、しっかりその点は内部で検証、また指示をされているというふうにお聞きをしております。

町においてもそういった部分の声が聞こえてまいりましたら、日々いろんなことで連絡連携を取ってございますので、詳細にわかればですね、お伝えしていければと思っております。ただ今回コロナ感染症の関係でそう長く接客がで

きない部分、またきちっと伝わらない部分も多くあったのかと思います。そうならないがためのですね、方策もさまざまに取り組んでいければと思います。何よりそういった医師の方、看護師の方、さまざまなスタッフが働きやすい場であり、なおかつ町民から喜ばれる、そういった病院になっていけるように共にいるいろとお話し合いをさせていただければと思います。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- 〇10番(久保正道) 次の項目に入ります。少子化、高齢化への取り組みについて、少子化対策は県下でも先進的自治体であると言われております。この事は若者の定住に結び付く施策として評価するところであります。今後に於いて少子化対策、子育て環境の改善はどの様な施策の方向を考えておられるのか。また、近年児童虐待の事案が全国的に発生し、乳幼児、児童、生徒に対する親権者の虐待が発生しています。

このことを保育所、幼稚園の教員、保育士、それから小中学校の教師等の関係者、関係機関の対応の遅れや取り組みの不備により、SOSを出している子ども達に寄り添わない、関わらない事象により尊い命を奪われる悲しい事件が起きております。世羅町においての取り組みとして、いち早く虐待の発生状況に気づき不幸な事案を防ぐための取り組みをどの様にされているのかお考えを伺います。

- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- 〇議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) それでは私から4点目の「少子化・高齢化への取り組み」のうち、「今後の少子化対策、子育て環境の改善」について、お答をえいたします。

令和元年度からこの間、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、妊産婦 や在宅子育て世帯を対象とした事業を中止又は縮小し、個別支援を中心に実施 してまいりました。

保護者の中からは、気軽に集える場所に参加したい、保育所・認定こども園での行事参加や、子育て広場の再開を望まれる声もお聞きしているところであります。

今後の子育て環境の改善につきましては、感染予防を行い、中断している事業を元に戻し実施していくことが必要と考えます。この間、見えてきた課題等にも対応しながら、子ども達の成長を保護者と共に見守り、子育てへの悩みや不安に寄り添った助言が行える支援を、継続して取り組んでまいりたいと考えております。こうした取り組みを評価していただくことで、少子化対策に繋がるものと考えるところです。

続きまして、「世羅町における児童虐待防止の取り組み」についてお答えいたします。

本町において、児童虐待の対象となる要保護児童や要支援児童並びに特定妊婦への適切な支援を図るため、福祉・医療・学校・地域・行政などの機関で構成する「世羅町要保護児童対策地域協議会」を設置し、各関係機関との連携や情報共有を行い、児童虐待の防止や早期発見に努めております。

また、児童虐待の未然防止のため、ホームページ等での相談窓口の周知や、 相談対応・家庭訪問などによる子どもの状況把握に努めているところです。

更に、今年度は地域における取り組みとして、保育所・認定こども園での保護者への周知や、小学校において直接子どもたちへ児童虐待に関する絵本の読み聞かせを行い、困ったことがあったら一人で悩まないで周りの大人に相談することを伝えるなどの啓発活動を行っております。

児童虐待にはさまざまな背景や要因があり、個人や一つの機関では対応が困難な場合があります。虐待を防ぐためには、子どもや家族を取り巻く地域や関係機関の気づきと支援が大切です。今後も様々な取り組みを進め、子どもたちが安心して心身ともに健やかに成長できるよう努めてまいる所存でございます。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 答弁では世羅町要保護児童対象地域の協議会を設置して、虐待防止などの早期発見に取り組んでいるという答弁でありましたが、大体全国的にこういう組織は作っていると思います。しかしながら、関東地方のある県では父親が幼児に熱湯をかけていたというような事案がありました。非常に痛ましい事件でありますが、こうしたことは、要するに協議会を設置して

連携してやるといってもなかなか中身がわからない。そうしたことの中で、乳幼児の子育で中の家庭に保健師が家庭訪問をし、あるいはちょっと異変があったなあということがありましたら、感じたらですね、小学校、中学校の教職員の方が家庭を訪問して、児童相談所もなかなか深入りをしない事案も全国でも発表されております。そういう状態を避けるためにですね、保健師、教師、そういう方々が家庭を訪問して、それから異変に気付く、そういった取り組みが必要なのではないでしょうか。特に乳幼児は保健師が母親、父親に子育てのいろいろ相談にのるということも必要であります。子育て中の親に対してストレスを解消する、不安をなくするというひとつの方法もあるのではないかと、このように考えておりますが、そういった取り組みは世羅町において保健師、教師、そういった方々の取り組みの考えはありませんか。

- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) それでは児童虐待等にかかる保健師、また関係機関のそういった職員の方の取り組みについての現状についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、要保護児童地域対策協議会を設置をしておりますが、この機関につきましては先程答弁でもご説明をさせていただきましたとおり、関係機関との連携、情報共有というふうなことを主に行っております。ただ研修を受けたり、情報共有というふうなところに留まるのでなく、やはりそれぞれの所属団体においてしっかり児童虐待の早期発見防止というふうな、そういった意識を高めるための取り組みを行っております。そういったなかで、世羅町といたしましては、答弁でも冒頭に申し上げました在宅家庭等につきましては、保健師等が入念に家庭訪問を行い、また乳幼児健診等での気づき、そういったものを参考といたしまして、各家庭のほうへ訪問し、子育ての悩みとかったものを参考といたしまして、各家庭のほうへ訪問し、子育ての悩みとからいったことの支援を行っているところでございます。学校、保育所、認定こども園等の連携につきましては、やはりそういった気づきを共有をするというふうなことからしっかり所属のほうで見守っていただくというふうなことが必要な状況もあると思います。児童虐待の対応につきましては子育て支援課だけで対応できるというふうなものではないというふうに考えておりますので、各

関係機関がそれぞれの役割を果たす中で、協力して、そういった虐待の防止に 努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○10番(久保正道) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 今、子育て支援課長のほうから答弁いただきましたが、 教育現場、小学校、中学校あるいは幼稚園、そういったところでの教師の方々 の取り組み、対応、そういったことの指導はいかがされておりますか。
- ○学校教育課長(脇田啓治) 議長。
- ○議長(米重典子) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(脇田啓治) 久保議員のご質問にお答えしたいと思います。 議員ご承知のとおり、学校の教職員というのは子どもに非常に身近に毎日接している立場にあるということから、虐待の疑いがあると思われる事案についても速やかに通告をするように義務付けられております。教育委員会といたしましてはそれらのことを校長会等で周知しつつ、各学校において毎日接している児童・生徒に何か異変があったという場合には速やかに教育委員会のほうに報告をする、あるいは関係機関のほうへ通告をするということの指導を徹底しているところでございます。現にこれまでもですね、学校のほうで把握した事案について子育て支援課、あるいは東部子ども家庭センターと速やかに連携をしながら取り組んでいるという状況もございます。
- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- 〇10番(久保正道) 次の項目に入ります。5番目に掲げております障害者福祉について、第2次障害者福祉計画の計画的な推進状況と令和4年度の計画の達成目標をどのように考えておられるかお伺いいたします。
- 〇福祉課長(釣井勇壮) 議長。
- ○議長(米重典子) 福祉課長。
- ○福祉課長(釣井勇壮) 5点目の「障害者福祉」について、お答えをいたします。

世羅町第2次障害者基本計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間 を計画期間として平成30年3月に策定し、障害や難病のある人が、家庭や職 場、地域で活躍できる地域社会の実現をめざし、地域の人々が共に助け合い支 え合える共生社会を目標に取り組んでいるところでございます。

こうした中、障害福祉計画及び障害児福祉計画を令和2年度に見直し、障害者の高齢化や重度化、親亡き後を見据えた支援体制の整備や相談支援体制の充実に向けて、地域生活支援システムを令和3年度から開始したところでございます。また、障害のある児童が、個々の状況に応じた発達支援を受けることができるサービス提供の確保や、発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添いながら、悩みや体験談を話せる場づくりを通して支援体制の充実に努めているところでございます。

今後も、「地域がつながり 自立を支え合い 誰もが安心して住み続けられる せらのまちづくり」を基本理念に、障害福祉サービスや生活支援事業をは じめとする取り組みを継続してまいりたいと考えております。

- ○10番(久保正道) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- 〇10番(久保正道) 答弁にもありましたが、障害を持っておられる親御さん、親亡き後を見据えた支援体制の整備というふうに答弁されましたが、確かに障害を持っておられる方の親御さん悩んでおられること、心配しておられることは以前にも私が一般質問をいたしましたが、親亡き後の障害者の方の生活、こういった生活ができるかどうか非常に不安を持っておられます。このことにより世羅町としてグループホーム、そういったものの整備に取り組む必要があるのではなかろうかと思います。社会福祉法人みつば会、その他近隣施設との連係にこのような取り組む考えは持っておられませんでしょうか。そういった施設整備についての支援も必要なかと思いますが、いかがでしょう。
- 〇福祉課長(釣井勇壮) 議長。
- ○議長(米重典子) 福祉課長。
- ○福祉課長(釣井勇壮) それでは久保議員からの2問目のご質問にお答えします。親亡き後を見据えた支援体制ということでグループホームが必要ではないかというご質問であったかと思います。町としましてもこういったグループホームのような生活支援の施設については必要と認識をしております。なお、このグループホームにつきましては事業者さんのほうでの設置ということもあ

ります関係で、町としましてもそういった事業者さんの設置に向けてですね、 支援をしてまいりたいと考えております。なお、新たな過疎計画におきまして も整備に向けての支援ということで事業のほうは計上をしております。今後も ですね、事業者さんのほうと連携をする中で、同じ方向を向いてですね、町と しても取り組みを進めてまいりたいと考えております。

- ○10番(久保正道) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) それでは次に「ものづくり」についてお伺いをいたします。

ひとつ目として、経営所得安定対策による戦略作物の振興とアスパラ・キャベツ・白ネギ・ぶどうなどの戦略作物の今年度までの導入の実績と今後の取り 組みの目標は。

そしてまた、更に世羅ブランド事業の推進の現状と課題、更に次年度の目標 設定と販売戦略の新たな開拓の取り組みはどうされますか。

- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(大原幸浩) 2 「ものづくり」 1 点目のご質問のうち、まずは「経営所得安定対策による戦略作物の振興、導入の実績と今後の取り組み目標」について、お答えをいたします。

本年度の実績については現時点では集約できておりませんが、令和 2 年度の生産面積については、経営所得安定対策による戦略作物が、麦が 29.7ha、大豆が 31.7ha、WCS 用稲が 28.9ha、飼料用米・米粉用米が 30.7ha、加工用米が 55.9ha となっております。また町の振興作物であるアスパラガスが約 12.6ha、キャベツが 30.5ha、白ねぎが 4.7ha、ぶどうが 17.9ha となっております。

主食用米の需要が減少傾向にある中、経営所得安定対策による戦略作物の作付推進とあわせて、アスパラガスやキャベツ、白ねぎ、ぶどうについても引き続き町の振興作物と位置付け、生産の拡大を図ってまいりたいと考えております。

〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。

- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(前川弘樹) 次に、「世羅ブランド事業の推進の現状と課題、次年度の目標設定と販売戦略の新たな販路開拓の取り組み」について、お答えいたします。

農産物の生産現場を起点に平成 28 年度「世羅ブランド戦略」を策定し、5 カ年にわたりブランド化事業に取り組んでまいりました。

ブランド認証品数の伸び悩みと高付加価値化を狙った有名百貨店での販売が低迷したことにより、ブランド認識・定義などを再構築する必要があると受けとめております。

令和元年度に担当事務が商工観光課に移管し、より消費者に近い見地から、 「販路の拡大」を重視し、次期戦略策定に向け協議を重ねております。

次期戦略では、これまで取り組みが薄かった加工品のブランド化の強化を行い、その求心力で生鮮品の価値を高めるといった総合力で「世羅」を売り込む こととし、新たな市場も開拓してまいります。

「世羅」の名前を優先的に扱ってもらえるよう、「世羅」のイメージアップ、 認知度の向上を努めてまいります。

- ○10番(久保正道) はい。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 所得安定作物、そしてプラスアルファでアスパラガス、キャベツ、白ねぎ、ぶどうなどの生産拡大を図ると答弁をされましたが、年度ごとの目標行動計画はどうされますか。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) お答えをいたします。経営所得安定につきまして年度ごとのということでございますが、これにつきましても各経営者、農業団体がそれぞれに各年度の経営計画を立てられえおりますので、それに沿ってまいるものでございます。
- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 町としての目標設定はありませんか。

- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(大原幸浩) 町としての目標設定といたしましては、全体 の、申し訳ありません。町として個々には目標設定は定めてはおりません。
- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 目標設定がないというのは非常に残念でありますが、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症のまん延拡大しておりましたが、商工業や農業に 大きな経済の停滞と落ち込みをしています。この事は過去2年間に及び住民生 活に大きく影響を与えています。

国の経済対策において、商工業、観光運輸事業においては交付金制度や助成金制度貸付金制度等の支援策はありますが、外食産業の低迷による米の需要が落ち込んだことによる米価の価格下落になっている現状もあります。このことにより、以前同僚議員も質問をされておりましたが、個別農家・農業集落法人の経営環境は非常に厳しいものがあります。生産費が上回る赤字経営に陥っています。このような事態に対処する施策の構築について、世羅町としての考えはどのようにされているか伺います。

- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(大原幸浩) 2点目の「個別農家・農業集落法人の農業経営の収支について」のご質問についてお答えいたします。

農業においては、もともと、天候や災害等のリスクが高いため、価格下落などに対する保険制度が設けられております。

全国農業共済組合連合会の収入保険制度においては、すべての農産物を対象に、収入減少が補償されることとなっており、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の影響により、計画どおり営農ができず収穫量が減少した場合や、直売所の来客数が減少し、売上げが下がったなどでも対象となります。

また、米価が下落した際には、経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付 金、いわゆるナラシ対策において、減少分の収入が補填されます。まずは、 個々の農家において、こうした既存の保険制度により収入減少に対処されるものと認識しております。そのうえで町といたしましても、より町内の農業事業者の皆様の実情にあった対応が可能な国のコロナ対策事業などの活用事例や新たな対策の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 答弁された内容はですね、農家がかけた保険金、そういったものでの対応であります。国あるいは県、あるいは町としての支援策を私は今、言っておるわけであります。このことをですね、町だけでは無理ですから、農業団体あるいは一緒にですね、県へ、それから市町村会を、これを通じて県へ対策を申し入れ、そして県は国へ対して申し入れをする、要望するという方向を考えてはいかがでしょうかね。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) お答えをいたします。新たな支援策について農業団体等からの必要な申し入れ、または相談があった場合にはこれを受けたいというふうには考えております。現在では先程答弁いたしましたように、それぞれの収入保険、これらの制度によって対応していただきたいというふうに考えております。
- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 非常に消極的な考えのようでありますが次に入ります。 有害鳥獣害対策について、被害の拡大は後を絶たない状況であります。被害 を拡大させない対策として、今後どのような施策を講じられるのか伺います。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(大原幸浩) それでは3点目の「有害鳥獣害対策」について、お答えいたします。

今後の対策につきましては、侵入防止対策として国・県の補助を活用したメッシュ柵の設置事業の実施とともに、事業対象外の場合や個別農家に対して町

の補助事業である電気柵等の資材費補助を目的とした野猪等被害防止総合対策 事業、これの継続を考えております。特に単独町費事業につきましては農家の 皆様からの要望が非常に多い状況でございます。

町民の方から有害鳥獣による被害が町に報告された場合、実施隊へ連絡し現 地確認をしていただいており、実施隊は、被害確認とともに加害動物の種類特 定、必要な場合は捕獲を行っております。併せて、柵などの設置の方法や改善 など、被害の軽減のための助言をしていただいております。

来年度も引き続き侵入防止・被害対策支援と、実施隊による捕獲活動を併せ て行いたいと、このように考えております。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長 (米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 今、猟期に入っておりますが、猟友会、それから実施隊の方々が取り組んでいただいておるわけですが、駆除期には実施隊の方が頑張っていただいております。しかしながら、駆除期に対する報奨金、捕獲したときの報奨金があまりにも安すぎる。そのことで実施隊の方の費用が出ないというような状況もあるようであります。報奨金をもう少し引き上げて対応に取り組んでいただくようなことはできませんか。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(大原幸浩) お答えをいたします。実際に報奨金の金額につきましては、国からの制度もございますので、国の支援が受けられるものについては町が支払いをしてあるものにプラスをしております。こちらにつきましても補助金も金額に限度がありまして、国のほうから、県のほうからも出していただけるものが、ある一定の金額でおしまいということにもなっております。これについても要望はしておるわけなんですが、無限に出てくるわけではございませんので、町の現在の捕獲報奨金プラス、国の支援をいただいた状態で行っていきたいと、このように思います。
- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 次の項目に入ります。畜産臭気公害、汚染水防止環境保

全対策をどのように取り組まれるのか、お伺いします。

- 〇町民課長(山口 徹) 議長。
- ○議長(米重典子) 町民課長。
- 〇町民課長(山口 徹) それではお答えいたします。4点目の「畜産公害臭気、汚染水防止環境保全対策」についてでございます。

畜産における臭気問題対策といたしましては、現在、年8回行っている臭気 指数測定を引き続き実施してまいります。

併せて、改善勧告に伴う改善計画が提出されておりますので、計画どおり実施されているかどうかを確認してまいります。

また、畜産汚染水防止対策といたしましては、11月19日に農場内を視察したところでございます。事業者が計画されていた対策につきましては、概ね実施をされていたところでございます。引き続き対策を実施するという約束もいただいております。

畜産の環境対策につきましては、令和4年度も地元と連携を取りながら、事業者の確認・指導を行ってまいります。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- 〇10番(久保正道) 次の項目に入ります。林業対策について、昨今の外国からの輸入林材が値段の高騰により、住宅価格の高騰も相俟っていると伺っています。森林税や森林環境譲与税を有効な財源として林道の再整備や作業道の整備を図り、森林所有者の林材有利販売に取り組んではいかがでしょうか。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) 5点目の「林業対策」について、お答えをいた します。

現在、本町では、「ひろしまの森づくり県民税」を財源とする「ひろしまの森づくり事業」や森林環境譲与税を財源とする「森林経営管理事業」を軸に、 林業振興に取り組んでいるところでございます。

これらの事業を活用し、手入れが不十分な人工林や放置された里山林の整備、また水源涵養や防災対策などの公益的機能が持続的に発揮されるよう保全管理

し、木材の適切な保育・間伐の促進を図り、森林所有者の収益の向上に繋げて いきたいと、このように考えております。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 質問3項目目の「人づくり」についてお伺いします。

令和3年度の予算編成方針に児童生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力をつける。生きる力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、授業改善を進めるとありましたが年度中途ではありますが、どのように授業改善に取り組み、どのように変化があり来年度の取り組みはどのようにされるのか伺います。

- ○教育長(松浦ゆう子) 議長。
- ○議長(米重典子) 教育長。
- ○教育長(松浦ゆう子) それでは「人づくり」の1点目のご質問でございます、「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、どのように授業改善に取り組み、どのように変化があり来年度の取り組みはどのようになされるのか」について、お答えいたします。

「主体的・対話的で深い学び」の実現、これは新しい学習指導要領に明記されている文言であります。また、本年1月、町教育等審議会答申によりまして、令和の日本型学校教育の実現、これはこの指導要領を補完するものとして、更なる授業改善として示されたものでございます。その中でICTの活用がこの授業改善にたいへん有効であるということも示されたところでございます。議員ご承知のとおり、現在、本町の小・中学校におきまして、児童生徒1人ずつに1台貸与しました学習用端末と、クラウドサービスなどのICTを日常的かつ効果的に活用いたしまして授業改善を進めているところでございます。

児童生徒が、1人1台の学習用端末で示された学習計画から見通しを立てたり、ドリル学習ソフトで示された学習状況から、学び直しや発展的な学習を行ったりして、主体的に学習する姿が見られているところでございます。

また、クラウド上で共有したデジタルホワイトボードやプレゼンテーション ソフト等のアプリケーションを使用することで、児童生徒が、手元の学習用端 末の画面におきましてお互いの進捗状況を確認しながら活動したり、さまざまな意見に触れたりして、学習内容に対する深まりが見られているところでございます。

更に、コロナ禍の状況の中で、招聘することが難しい地域のゲストティーチャーの方々と動画を通じて交流を行いましたり、町内外の学校と遠隔授業を通しまして、お互いの地域の良さについて意見交換を行ったりしているところでございます。

今後は、引き続き、ICTを日常的かつ効果的に活用いたしまして、教師が 学習履歴を基に個々の理解度や進捗状況に応じた課題を提示し、適切な支援を 行うなど、「個に応じた指導」の一層の充実を図ってまいります。

また、教師のICT活用指導力の向上に向けまして、研修内容の充実や、各教師の実践を交流あるいは共有しやすい仕組みの構築などに取り組み、本町の小・中学校における「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業改善を今後も一層推進してまいる所存でございます。

- ○10番(久保正道) 議長。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 教育環境がかなり変わりまして、ICTを日常的に活用した授業が図られておりますが、授業改善を進めることは非常によろしいことであります。授業改善の効率な方法のひとつかもしれませんが、一方では教師の労働過重にもつながっているのではと危惧しております。また先般報道されたタブレットを使った集団のいじめ事象、うざい、死ねとかいうような書き込みにより小学校の児童が自ら命を絶つ悲しく残念な結果もあります。このような事態を防ぐ取り組みはどのようにされているのか、伺いします。
- ○学校教育課長(脇田啓治) 議長。
- ○議長(米重典子) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(脇田啓治) 久保議員のほうから今、大きく2点ご質問いただいたかと思いますが、その1点目のご質問、教師の負担増につながっているところがあるのではないかということにつきましてまずはお答えをさせていただきます。議員ご指摘のとおり、新しいものを取り入れたことで今までにない作業等が教員の中でも必要になってきているというのは否定できないところで

はございます。しかし、日常的にICTあるいは端末等を活用していくこと、 あるいはクラウド上のサービスをさまざまに活用するということを通してです ね、今までできなかったことができるようになっているのも事実でございま す。例といたしまして、今まででしたら、学校の中でしか実際に教員が作成し たプリント類をみることができませんでしたが、学習用の回線のほうに教師の アカウントでログインをすることでいつでもどこにいても自分が作成したもの をみることできるようになった。これは休日等にですね、うっかりやりたいと 思っていたことが持ち帰ったり、あるいは作業をしたいと思っていたことが、 休日にも家庭ですぐ思い出したときにできるというような状況にもなりつつあ ります。休日にやることが適切だということではなく、どこでも自分のデータ を作成し、どこでも見ることができる、どこでも取り出すことができる、こう いった利便性の向上にもつながっているところでございます。また答弁の中に もありましたとおり、今後各学校で、実践した取り組みをですね、それぞれほ かの学校の教員がいつでも見れるようなシステムを来年度に向けて構築してい きたいというふうに考えておるところでございます。次第に教員の負担減につ ながっていけるよう教育委員会としても、学校教育課としてもですね、取り組 みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また2点目のご質問にありましたいじめ等に関わる書き込みの問題でございますが、実際に学校のほうにも随時いじめ等の早期発見、早期対応というところについては日常的に指導をしているところでございます。現在のところ端末を活用してこのような書き込みができる状況にはないというふうに学校教育課としては把握をしているところでございます。今後も引き続きアカウント、ID、こういったものの保管、管理、こういったことも含めて各学校のほうで情報モラル、情報教育あるいはそれらを含めた人権教育というところでですね、取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

- ○10番(久保正道) 議長。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- 〇10番(久保正道) 次の項目に入ります。令和3年度の予算編成方針に地域 生涯学習の推進について、自治センターを拠点に各地区住民や団体等の主体的 な学習活動を支援し、地域づくりの人材育成に取り組むとありましたが、現在

までこの方針の経過と成果。令和4年度の取り組みの考えはどうでしょうか。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- ○企画課長(道添 毅) それでは「地域生涯学習の推進」のご質問にお答え いたします。

昨年度より新型コロナウイルス感染症の影響で、さまざまな活動が中止等を 余儀なくされている状況でございます。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染状況に注意しながら、引き続き、地域における主体的な学習活動を支援してまいりたいと考えております。 具体的な成果というところでございますけれども、令和元年度まで非常に生涯学習の参加人数の方が伸びておりまして、平成27年度17,365人であったものが、令和元年度には初めて2万人を突破した、20,175人というところでございます。令和2年度につきましては、先程申し上げましたように、新型コロナウイルス感染状況という状況の中でですね、5,600人と非常に落ち込んだわけでございますけれども、令和3年度以降各地域において引き続きこの生涯学習に精力的に取り組んでいきたいというところをお聞きしておりますので、町としても精いっぱい支援してまいりたいと考えております。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) コロナ禍におけるまん延防止によってやむなく中止されたようでありますが、これをですね、自治センターの職員さんをリーダーとする要請をされて研修をされてはいかがでしょう。
- ○企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- ○企画課長(道添 毅) お答えいたします。センターの職員をリーダーにということでございますけれども、毎月自治センター長会議というものを設けておりまして、それぞれ13地区の状況等をですね、共有なり、意見交換するような、そういう場を設けております。その中で他地域の特徴的な取り組み、そういったところをですね、参考に、じゃあ、それを持ってうちの地域でもやってみようと、そういう輪が広がっているというのが現状でございます。リーダ

ーということではないかもしれませんけれども、そうした情報というものをですね、しっかりそれぞれの自治組織の中で検討してですね、組織実態、実情に応じた形でしっかり展開をしていただく、そういう事務局としての役割は果たしていただいているというふうに感じております。リーダーのご提案につきましてはどういったことが現状行っているものを更に充実していくという形の中で何ができるのかをしっかり検討してまいりたいと考えております。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- 〇10番(久保正道) 次の項目に入ります。生涯教育の推進について「世羅町 人権教育・人権啓発推進計画」に基づく取り組みの推進の考えはいかがでしょ うか。
- 〇社会教育課長(荻田静香) 議長。
- ○議長(米重典子) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(荻田静香) それでは3点目の「世羅町人権教育・人権啓発 推進計画に基づく取組みの推進の考えは」について、お答えいたします。

人権教育の推進として、令和3年度におきましても自治センターを通じて各地区振興協議会等と内容などについて調整をし、人権研修会を開催または予定しております。また、全町に呼び掛けての人権講演会を1月に開催予定としております。令和4年度につきましても、引き続き研修会や講演会といった学習機会を設定してまいりたいと考えております。

- ○10番(久保正道) (挙手)
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 引き続き推進をよろしくお願いします。
- ○議長(米重典子) 久保議員申し訳ないです、次へ行かれますでしょうか。 ここで休憩にさせていただきたいと思います。

ここで休憩といたします。再開を10時30分といたします。

休 憩 10時14分

▼【4番 矢山 武議員退室】

再 開 10時30分

〇議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き 10番 久保正道議員の一般質問を続けます。

- ○10番(久保正道) はい。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 4項目目の「安全安心づくり」についてお伺いいたします。

道路整備についてお尋ねをいたします。フライト道路は本年、県の道路整備計画に挿入されたと伺いました。いよいよ世羅町から広島空港までのアクセス道路が具体的により取り組まれることになりましたが、この事業推進にあたり世羅町の推進体制はどのようにされているのかお伺いします。

- ○建設課長(福本宏道) 議長。
- ○議長(米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) それでは「安全安心づくり」1点目の「広島中央フライトロードの事業推進体制」についてでございます。

広島県におかれましては、令和3年度より5年間の道路整備計画につきまして、「広島県社会資本未来プラン」また「広島県道路整備計画2021」が策定されまして、新たに広島中央フライトロードが位置付けられたところであり、今後、整備区間指定のためのルート選定や整備手法などの調査が進められていくものと聞いております。

町としましては、これまで広島空港北アクセス道路、これは広島中央フライトロードのことでございますが、この推進協議会を通じて、国及び県への提案活動を継続して行ってまいりました。今後も推進協議会会員6市町及び賛助会員である島根県10市町と連携する中で、早期全線開通に向けた取り組みを継続してまいります。

- ○10番(久保正道) はい。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) フライトロードの開通により世羅町に若者の定住やサテライトオフィスによるリモートワークなどの可能性が高まり、広島空港がハブ空港化の可能性もあり、活性化の可能性は大きいと思われます。432号線と併

せて推進していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

- ○建設課長(福本宏道) 議長。
- ○議長(米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) 広島中央フライトロードは本町にとってですね、広島空港、それから広島市などへのアクセスにですね、大きく寄与するものと考えております。また国道 432 号の路線の整備につきましても同様であると考えておりますので、引き続き関係市町と連携する中で、国・県へですね、事業推進していただくよう働き掛けてまいります。
- ○10番(久保正道) はい。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) それでは次の項目に入ります。世羅町の道路整備計画に 於いて、過疎対策計画に挙げられている路線整備について具体的年次整備計画 をどのように進められているのかお伺いします。
- ○建設課長(福本宏道) 議長。
- ○議長(米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) それでは 2 点目の「過疎計画に挙げられている路線整備」についてお答えいたします。現在、この過疎計画に挙げられている事業中の路線は 8 路線ございまして、いずれの路線も早期整備完了に向けて取り組んでいるところでございます。また、今後の整備路線についてでございますが、過疎計画に挙げられている未着手 21 路線につきまして、緊急性及び重要性などを考慮する中で、整備路線の優先順位、整備区間及び整備手法の検討を進めているところでございます。道路は地域の生活に欠かせない生活基盤であることから、引き続き計画的な整備に取り組んでまいります。
- ○10番(久保正道) はい。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 過去町長、議会に対し、企業誘致による大型車両の通行 が頻繁となり、狭隘な道路幅員などによる一部改良、幅員拡幅とカーブの緩和 を要望されている路線もあります。計画的に実施を検討されたいと思いますが いかがでしょうか。
- ○建設課長(福本宏道) 議長。

- ○議長(米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) 現在ですね、未着手路線につきましてしっかり検討を進めているところでございますので、交通需要、大型車の通行等ですね、しっかり把握する中で、今後検討を進めていきたいと考えているところでございます。
- ○10番(久保正道) 議長。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 次の項目に移ります。町道の草刈りについて、地域ぐるみで取り組んでいる自治組織や団体に対し補助金の対応をされておりますが、昨今の燃料価格の高騰により草刈り機の燃料費をかなり圧迫し、地元の負担となっております。地域ぐるみで取り組んでいる自治組織や団体は町の中心部ではなく、周辺地域に多くあり負担の不公平感と、高齢者の多い地域での対応が困難な状況になっております。抜本的な対策と対応を早急に考える必要があると考えますがどのようなお考えを持っておられるか伺います。
- ○建設課長(福本宏道) 議長。
- ○議長(米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) それでは3点目の「町道の草刈り」についてでございます。地域の皆様におかれましては日頃より町道の草刈りや清掃などの活動に多大なるご協力をいただきまして、この場をお借りしてお礼を申しあげます。

現在、町道の草刈り作業を行っていただいております団体に対し、草刈作業 交付金を交付することにより、活動の支援をさせていただいているところでご ざいます。しかし、議員がおっしゃられるように、燃料費の高騰や高齢化に伴 いまして活動の維持が困難な状況が進んでいるといったご意見も多くの皆様か らいただいているところでもあります。

地域の皆様による草刈りが困難な路線については、今後、何らかの対応が必要であり重要な課題であると町としても認識しているところでございます。また、燃料費の高騰につきましては、価格の動向を注視しつつ、更なる価格上昇が続く事態になった場合は、補助単価を見直すことも検討する必要があると考えているところでございます。

- ○10番(久保正道) はい。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 現実に燃料もかなり上がっておりますので、現実に対応 した対策を早期に提示をしていただきたいと思います。

次に「地域生活を維持するための移動手段の確保」についてデマンド交通の 取り組みがされておりますが、利用者の利便性が高くなる取り組みの考えはい かがでしょうか。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) それでは4点目の「デマンド交通の取り組み」についてのご質問にお答えいたします。現在、せらまちタクシー予約システムの改修を行っておりまして、令和4年4月から新たなシステムでの運行を開始する予定となっております。

新たなシステムでは、運行ルートの最適化による乗車時間の短縮や、Web 予約やお迎えメール通知の機能を整備し、利用者の利便性の向上を図ることと しております。

- ○10番(久保正道) はい。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) バス路線がない地域の交通改善対策についてそれぞれの地域からの発着、たとえば津田、長田、黒川、山福田、東地域などの路線、現在では小国から世羅中央病院までの路線バス廃止によって対応されておりますが、このような交通手段をきめ細かくされる検討はされませんでしょうか。
- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 現在世羅西地区、これに津久志地区を加えた 5 地区においてですね、それぞれの地区おいてそうした公共交通機関等を必要とされる方の移動の利便性をどう図っていくのかというのを検討されております。町といたしましても県のほうもそうした中山間地域、公共交通があまり発達してないと言うか、実際にそこを運行していないような地域における令和 4 年度の支援策というものも検討されております。そうした県と連携をした形で今の 5

地区において検討されている新たな輸送手段と言いますか、方法、これを後押しできないかということで検討しているところでございます。いずれにいたしましてもすべてをですね、公共交通で賄うというのは非常に財源的にも厳しい状況がありますので、地域の皆さまのお力を借りながらですね、どうやってそうした公共交通を必要とする方々の移動手段を確保していくのか、これについて具体的に実現できるよう町としてもしっかり考え、支援も行ってまいりたい、そのように考えております。

- ○10番(久保正道) はい。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) それでは5項目目の 「地域づくり」についてお伺いします。

地域活動の拠点であり、災害時の避難場所としての役割である自治センターの整備計画の推進はいかがでしょう。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- ○企画課長(道添 毅) それでは5点目の「地域づくり」について、お答え いたします。

自治センターの整備につきましては、地域活動の拠点施設そして災害時の避難所としての役割というものを認識し、国の補助事業などを活用しながら、計画的に推進してまいる所存でございます。

- ○10番(久保正道) はい。
- ○議長(米重典子) 10番 久保正道議員。
- ○10番(久保正道) 地域自治を進める交流の拠点の施設の整備は13地域等しく進める必要があります。平成16年10月の合併以来、議会においても議論の末合意したものと考えております。整備計画を実施している状況も踏まえ、計画どおりに推進をしていただきたいと。これはここ1期、2期前の議会でも採択をされておりますので、着々と推進をしていただきたい、このように思います。
- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。

〇企画課長(道添 毅) お答えいたします。そうしたところをですね、しっかり受け止めて進めているところでございます。新型コロナウイルス感染状況によって世界的にも先程、原油の高騰等のそうしたご指摘もございましたけれども、なかなか先行き不透明、あるいは不測の事態というものも想定されるわけですけれども、そうした点を考慮しながらも、可能な限り計画的に推進してまいりたい、そのように考えております。

〇議長(米重典子) 以上で、10番 久保 正道議員 の一般質問を終わります。

次に 「町道に設置されている頌徳碑について」 9番 徳光 義昭 議員。

- ○9番(徳光義昭) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) 議長の発言許可が出ましたので1問について一般質問を 行います。マスクをはめての発言ですので、聞き取りにくいかもわかりません が、よろしくお願いいたします。

質問の要旨、町道寺町本郷線(旧 432 号線)と世羅高校西側に隣接している 町道世羅高線に高さ約3 mの大型石碑が3 基設置されています。

この町道には、以前より近隣住民から石碑の周辺が子どもの遊び場となり、 危険と言われておりましたが、大人の注意喚起等もあり遊びはなくなりまし た。しかし多くの住民の生活道であり、また医療・世羅高校などの関係者の多 数が利用されており、早期の安全対策が必要であると思っているところでござ います。そこでお伺いいたします。

- I. 町道の石碑について、世羅高線の改良工事の時期について。
- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- 〇議長(米重典子) 町長。
- ○町長(奥田正和) 9番 徳光義昭議員の町道の石碑についてのご質問にお答えさせていただきます。

町道に設置されている頌徳碑でございます。ご質問の石碑につきましては、 世羅高等学校西側の町道世羅高線と世羅高等学校の間にあります町有地へ設置 されたもので、南側から「梶谷史郎君頌徳碑」、「世羅中学校特別寄付者芳名の 石碑」、「表彰碑」の3基の大型石碑でございます。

1点目の「世羅高線の改良工事の時期」でございますが、この町道は世羅高等学校の西側に隣接する道路で、昭和57年に町道へ認定した時点で一定の幅員が確保されていた状況となっており、詳細については把握できていないところでございます。

私もこの石碑については過去調べさせていただいたところでございますが、 歴史あるものでございまして、世羅高校の本来敷地内で管理をいただければと いう願いもございましたけれども、現状、安全管理のための網をされましたの で、今、分離された形となっている状況というのは確認できているところでご ざいます。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) この世羅高線でございますが、今日までも校舎、体育館、駐車場等々でいろいろ工事用の道路として拡幅されていたことはございます。ただ、工事が済んでそのままになったりしたことがあるのではないかと思っております。何回も校舎の建築、駐車場の確保等々であそこは工事用の道路専用に使っております。拡張したものをまた元に返すということを以前は工事が多かったこともございまして、それが元に返してあるのかないのかというのが私、この答弁を見てですね、把握がされてないようなことがあってはいけないのではないかと思うんですよ。

以前から西側にはずっと水路がありますよね、水路。この水路に沿って2m くらいの農道いうのはあったんだろうと思います。思いますが、工事用道路として途中まで広い道を付けてあります。100m ちょっと位ですかね。それ、工事のたんびに元には返してないんだろう思うんですよ。恐らく。予想で言うちゃいけんのんですが、ここで拡幅について把握できんいうようなことがね、出てきとることについては、いかがなもんかなあと思うんですが、調査ができないということでしょうか。

- ○建設課長(福本宏道) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 建設課長。

- ○建設課長(福本宏道) 町道認定された時期が昭和 57 年でございまして、 それ以前の資料についてはですね、調査がむずかしい状況でございます。ただですね、底地であるとか、町道の認定区域図を確認する限り現在の町道で管理している区域についてはですね、町が管理するものとしてですね、認識しているところでございます。なかなか古い工事については調査がむずかしいところでございますけれども、今後もですね、町道の区域につきましては適切に管理をしていきたいと考えているところでございます。
- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) 答弁いただいたんですが、民地等でしたら、きちっとするですよね、普通。まず使ったら元に戻す、また使ったら手続きして出すというようなことで。ですが、そこらがあいまいになっとるんではないかと私は思いますので、地権者等に相談なりしてできればですね、把握ができないとか、わからないというようなことができるだけないように努力してみてください。
- ○建設課長(福本宏道) 議長。
- ○議長(米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) 当時の資料がございませんので把握する術がなかなかむずかしいわけですけれども、隣地の所有者等とですね、機会をみてですね、事情を聞く中で把握に努めたいと考えております。
- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) それでは2問目の石碑の建設場所の分筆の時期について。
- 〇財政課長(矢崎克生) 議長。
- ○議長(米重典子) 財政課長。
- ○財政課長(矢崎克生) 2点目の「石碑の建設場所の分筆時期」についてお答えいたします。登記の記録によりますと分筆時期は不明でございました。大正 15年に当時の東大田村へ売買により所有権移転されており、同時期に分筆されたものではないかと推察しておるところでございます。
- ○9番(徳光義昭) はい。

- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) 不明ということでございます。大正 15年、1926年で 95年経過しとる状況でございます。非常にむずかしい問題、今から解決するということにはならんかもしれませんが、やはり売買されて所有権移転されとるんでしたら、いろんな事務的なことはある程度出とるんだろうと思うんですよ。ですが、分筆の時期が不明ということでございますので、これも 1 点目と同じような関係だろうと思うんですが、あまりこういう例は聞きませんよね。原因として考えられることがあるんでしょうか。
- 〇財政課長(矢崎克生) 議長。
- ○議長(米重典子) 財政課長。
- ○財政課長(矢崎克生) お答えいたします。先ほど答弁させていただきましたとおり、これは法務局で登記簿をとったことにより確認しておるところでございます。所有権移転につきましては先程お伝えしましたとおり大正 15 年に東大田村へなされております。それ以前の所有者の方、どこから分筆されたのかどうかもわからないところでございますが、記録上は大正 15 年の所有権移転という部分が登記簿で確認できるもっとも古い記録でございました。それ以上のことにつきましてはこちらでお答えができかねるところでございます。
- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) こういうことはあまり聞いてないんですよ、私ら。ですからね、やはりまた次にのくるようになるですよね。できればきちっとした答弁ができるようにされるべきだろうと思うんですが、わからないことをせえ言う訳にもいきませんがね、よろしくお願いします。

続いて3点目にいきます。なぜ、世羅高線に設置されたのでしょうか。

- 〇財政課長(矢崎克生) 議長。
- ○議長(米重典子) 財政課長。
- 〇財政課長(矢崎克生) 3点目の「なぜ、世羅高線に設置されたのか」についてお答えいたします。まず設置された場所につきましては世羅高線沿いの用地となっておりますが、今の石碑の設置場所につきましては町道の用地ではございません。石碑につきましては、現在の世羅高等学校の前身となる学校の用

地に設置されたものと、元々は設置されたと推察されますが、現状で石碑の設置場所が学校の用地外、フェンスの外になっている、あの三角地の所になっているのかという理由につきましては不明でございます。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) これも推察されますが、理由は不明ということで、放っておくより仕方がないと言うことでしょうかね。学校側がどういう考えでおられたのかもわからんですし、地権者がどうしても拡張されとるので、関わっておられると思うんですがね。こういう1から3の答弁いただいとるんですが、1間目は把握できておりません。2つ目は分筆時期が不明と推察されます。3間目が推察されますが理由が不明ですというようなね、100mちょっとの道路なんですよ。

相手が世羅高校さんなんで、町民個人とは違うと思うんですよ。ですからこういう問題が起こってきとるんではないかと私が推察させてもらいます。何とか担当課で、もう努力もできないくらいな状況になっとるんですか。やりようがないということなんでしょうか。

- 〇財政課長(矢崎克生) 議長。
- ○議長(米重典子) 財政課長。
- ○財政課長(矢崎克生) お答えいたします。まず、石碑が建っている場所でございますが、先程申し上げましたとおり町道の用地ではございません。町道沿いにあります雑種地となっておりまして、そこは名義自体が今も東大田村ということで、世羅町が管理している土地ということでございます。道路としては管理はしておりません。なぜそこの場所にですね、石碑が3基建っているのかということでございますけど、これまでにもですね、世羅高側のほうからもお話しをいただいたり、こちらからもお話を聞いたりしてきた経過はあるようでございます。元々がですね、今の場所に建って、これまでの状況をいろいろ話を聞くなり、資料を調べていくとですね、今の場所に元々建っていたものではないというふうなことが推察されるということでございます。

たとえば世羅高の校舎の改築前までは世羅高前の前庭に置いておかれていた ものが改築に伴って、現在地に移転されたということも考えられますし、これ も確定的なことで申し上げることができませんが、いろいろな状況からそうしたことが考えられるというふうに思われております。なかなかかなり以前のことでございますので、これがこうだったというような確定的なことが申し上げられないところはたいへん申し訳ございませんが状況としては以上のような状況でございます。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) 個別石碑のことを言わせてもらいますが、一番南側、 432 のちょうど側ですよね。梶谷史郎氏の頌徳碑については、これはどなたが 見てもおわかりだろうと思うんですが、移設してあるんですよね。移設。基礎 の石を見たらわかってだろうと思うんですが、大きな石の土台の下の石、ほん とあの石碑に似合わん粗末な石、粗末な石、ありふれたそこらの石を寄せ集め と言いますか、まあ、見てください。あの大きい石をですね、あの基礎で支え るということは、近年地震等も頻繁に起こっておりますが、あれをみたら、こ れいけんのう、危ないのうというのはどなたも見たら第一声で言われますよ。 課長見られたですか、あの石を。ですからね、あそこを通行する人、私もそう ですが、中学校くらいまで毎日通って見ておりましたが、石碑の基礎までは気 がつかんのんです。止まって歩いていって見たら、あーあーというような石で やってあります。これをそれじゃあ、いつまであそこに置くんかという話が出 てくると思うんですよ。次のはどうするんか。みな 85 年から 100 年近く経っ ておりますよね。3基とも。そのような問題があるんでですね、梶谷史郎さん の一番道路側の危険な分からどうするんかというのを協議しとかんと、たちま ち今のままじゃ、柵をしてくれ言われますよ。調査されましたか、調査。
- ○議長(米重典子) 徳光議員に申し上げます。今のは(4)の質問ということでよろしいんでしょうか。

▼【徳光議員:「(4)は今から。」】

- 〇議長(米重典子) 失礼しました。3の続きということでよろしいですか。
- 〇財政課長(矢崎克生) 議長。
- ○議長(米重典子) 財政課長。
- ○財政課長(矢崎克生) 現地について見てるか、見てないかというご質問か

と思われますが、私も世羅高校を卒業しておりますので、石碑についてはあの 3体があったというのは勿論記憶しておりますし、現在もこの前のですね、道 を車等で通るたびにあの石碑は勿論目にします。このご質問いただいた際に改 めてですね、現地を私も確認さしていただきまして、徳光議員、おっしゃられ ますとおり、石碑の本体に対する基礎の部分が粗末なというところまで、私と してはですね、それがもともと最初からこういう状態でしたので、これが元か らの姿なのかなとしか考えておりませんでした。当時の資料等もですね、いろ いろ探しながら今後の石碑についてですね、どうすべきなのかという部分は考 えていかなければなりませんし、この石碑自体が町の所有であるのか、世羅高 の所有であるのかという部分の判断もございます。たまたま町の所有地に石碑 が建っているという状況かもしれませんので、そのあたりは高校側と話をして いかなければならないというふうには考えております。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) ちょっと一部安全対策に入りましたが、4に入ります。 早期の安全対策ということでございます。
- ○議長(米重典子) 申し訳ないですけど、(4)を読み上げていただければ と思います。
- ○9番(徳光義昭) 4の梶谷史郎頌徳碑は設置から約100年が経過し劣化が 進み危険な状況です。早期の安全対策を。
- 〇財政課長(矢崎克生) 議長。
- ○議長(米重典子) 財政課長。
- 〇財政課長(矢崎克生) それでは4点目の「早期の安全対策」についてでございますが、3基の石碑の関係者により、今後の方針等について協議してまいりたいと考えております。なお、町道の通行者への危害が及ぶ可能性がある状態でありましたら、石碑が設置されている土地の管理者である町としまして、緊急的に安全対策を講じることも検討いたします。
- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) 梶谷史郎氏の石碑についてはですね、移設してあるとい

うことだけは、よう認識しとってくださいよ。移設してきとるんですよ。最初 の石じゃないんですよ、あれは。最初の石の写真が一部撮ってあるのがあるん ですが、面を取ったきちっとした四角の石でやってあるんです、ああいう石碑 は。今の石碑が初めからしてあるんだったら、工事が通ります?お金もらえん ですよ、ああいう石で石碑を組んだら。どこの石工さんがやったか知りません が。そりゃ監督さんが認めないでしょ。とにかく移設しとるんです。それは違 やあせん。ですからね、やっぱりそこらのところをようよう町長、お考えにな らんと持っとる所も違うし、安全な場所言うても、そうそうあります?高等学 校へまた移設させてくれれば一番ええんかもわかりませんがね。それは今言 う、町も県も世羅高の同窓会も、皆、協議してんないとできんのんでしょ。石 碑によって相手も違うかもわからんし、ものすごう問題がありますよ、これ は。それでこういうことを次にのくらないようにしましょうや。もうあの石碑 を見てください、安全じゃないですよ、もう。どうみても。あれだけの5、6 トンあるんじゃないですか。トン数が上に。あれが、餅の団子みたいな石なら ね、そりゃ、安定性がものすごくあるけえ、基礎はしょうしょう問題にはなら ん思いますよね。あのように高いもんは。

- ○議長(米重典子) 徳光議員、質問の要旨を少しまとめてお願いします。
- ○9番(徳光義昭) いや、なかなかいい答えが返ってこんけえ。
- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 町長。

〇町長(奥田正和) 将来へ引き継ぐ場合であってもきちっとした形で残していこうという徳光議員のお考えについては賛同するものでございます。実は議員がこうやって議会で質問される以前、いわゆる世羅高校の新築が進められました。その中でですね、実はあそこの石碑の課題が出てまいりまして、私も世羅高校の当時の校長とお話をさせていただきました。というのがですね、あそこに今、網がありますけれども、あれを中へやられて、庭をひとつかもうていくんだということであったので、あの石碑はどこの持ち物ですかということで、うちの職員と一緒に調べました。これは口から口への聞いたことですんで、正確なものとはちょっと言いにくいんですけども、後程説明させていただきます、梶谷史郎氏の歴史の教育委員会から説明ありますけども、以前あった

場所から世羅高ができる以前にどうにかこの世羅の教育を続けていかなくては いけないということで、梶谷様が自費で学校を開くまでの間、そういった石碑 については自分の敷地、小世良に移転されたそうです。という話を聞きまし た。その梶谷氏の功績を称えて、新たにできた旧世羅中学校の部分になります が、そこへ今はああいう道ではございませんでしたので、ほぼもっと広い範囲 での敷地にいろんなものを造ってこられたんだと思います。中はだいぶ変わり ました。その一角に功績を称えた石碑をあの時点ではあそこがいいということ で、町も協力して建てたという流れになってますが、現物を見る限りですね、 今、動かすと壊れてしまうということが判明です。ほかの石碑については少々 大きな石を取りながら、大事に持って行けば移転は可能かと思いますが、六角 形の表彰碑、これは石の板ではさんだ、中に砂が入ってます。動かしたら絶対 壊れるということを聞きまして、今、さわってしまうと、壊した責任者になっ てしまいます。誰もが。ですから先程財政課長申し上げましたように、きちっ とどなたが関係者であって、どなたの許可を得て移設しなくちゃいけないかと いうところがですね、かなりこれはたいへんな事業です。過去、中央病院の所 の宮氏のことも移転されましたけども、関係者にきちっと話をしていかなけれ ばいけない作業が絶対あるわけでございます。それをやろうにもですね、先程 来言いますように登記の部分でそこが見つからない部分があって、この書かれ ている人が何人かいらっしゃいますので、その方々に失礼のないように、縁者 の方に、やっていく必要があるわけでございまして、その方々の調査をしなけ ればいけないけれども、どこで誰がどうしてやっていくかということです。町 とすれば底地が町ですから、どこか関係者に移転をお願いすればいいのかもし れないけど、そういうわけには、簡単にはいかないということが過去判明して いたという状況です。ですから手付かずというよりも、本当は世羅高の敷地内 に入れてもらって、その土地を世羅高校へお渡しすればいい考えでおったんで すが、いや、危ないからということであそこへ網を張られました。それはおか しいでしょと私も思ったんですけども当時、なかなか安全対策という名目で県 の事業でしたから、県からそういうふうな流れができまして、県へもお願いし たんですけれども当時、できなかった経緯があるということは、私はそこまで しか存じ上げておりませんでした。今回議員がおっしゃられるように、きちっ

と調べてきちっと早く適正な措置をしなさいという質問いただいてますので、 どうすればいいかという方法論はですね、ここでなかなか決められない部分が ありますので、よく先程言いますように、調べて前に進めていければと思って ます。本来ならきちっと固めてですね、こけないように、あそこで続けて管理 するのか、それともよそへ移すのか、そういったところ。いろいろと協議もし ていく必要があろうかと思います。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子)9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) 町長もお考えになっとるということでございます。こういうことはやはり先程も言いましたが、相手方がそれぞれ、3体あるのでね、全部のメンバーが一緒じゃないと思うんです。相手がね。非常に協議すると言うても時間がかかる。それからどうしてもお金の話も出て来るんじゃないかと思うんですよ。そうするとね、早くからどれからやるかというようなことも考えていかんとね、なかなか前に進まんですよね。もう100年で経年劣化もきてね、冬に凍みて、凍みが溶ける。コンクリートは50年位でしょ、大体寿命は。100年からになっているのでね、どの石も建っとっても危険な調査はされるべきだろうと思います。

特に梶谷史郎碑については、早期言いますか、単年度である程度の将来の方針を、これ、町長が動いてんないと動かん思いますよ。管理者、町であるんですから、一応。事故があっても町長のところに話がくる。どうしても。だろうと思います。あってはいけんのんですが。そういうようなことでですね、今、やることは考えておられるようです。私も町長言われましたように世羅高の工事の時にある人に話を聞きました。六角形の石が移転できんと、工事関係者が言われたというようなことでしたよ。そういうようなことでね、いつまでも言うわけにはいかんでしょうが、梶谷史郎さんのは私が早期に関係者の間でですね、方針を出してんないと、たいへんなことが起きてからでは遅いと思います。最後の質問になると思いますが、よろしいですか。

- 〇副町長(金廣隆徳) 議長。
- ○議長(米重典子) 副町長。
- ○副町長(金廣隆徳) 私よりお答えをさせていただきます。議員からご質問

いただきますように非常に長い歴史の中で、またその功績を称えられた頌徳碑を始めとした3基の石碑の扱いでございます。おっしゃっていただきますように、分筆、また東大田村の記述からも95年、概ね100年を迎えようとしておる長い歴史の中でのことでございます。建立当時、盤石の状態ですと、誰もがその碑に親しみ、安全については認識をしているところでございますが、ご指摘、ご質問いただくように今、その状況が盤石ではない状態に碑が進んでおるところでございます。倒壊、また危険が及ぶ可能性があった場合に、その管理責任、また所有者責任といった形で水掛け論になりませぬように、関係者にまた失礼がないようにですね、その状況について把握をきちんとしてこれからの体制を整えなければならないというご示唆をいただいたところでございます。本日いただきましたことを受け止めさせていただきましてですね、今後関係者で協議調整、また詳しい探索を行ってまいることとなると思います。議員からもですね、また過去の流れ、そういった事情等もお聞かせいただきながら、進めていくということもございます、どうぞよろしくお願いします。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) それでは2間に入ります。文化財としての石碑、維持、管理についてございます。1の梶谷史郎頌徳碑の碑文内容は。設置年月日、設置者について。頌徳碑については近年経年劣化が進み、石積みが危険な状況に見受けられ地震を予見すると恐ろしさを感じます。専門家の調査をすべきと思います。
- ○教育長(松浦ゆう子) 議長。
- ○議長(米重典子) 教育長。
- 〇教育長(松浦ゆう子) 文化財としての石碑・頌徳碑の調査・維持・管理についてということでございます。社会教育課といたしましては、この3基の碑につきましての主とて歴史的な背景等々についてお答え申し上げたいと思っております。1点目の梶谷史郎君頌徳碑の碑文内容、設置年月日、設置者についてお答えします。

碑文には、当時西大田村京丸にあった「私立皎世館」が経済的理由のため廃 校となる予定であったところを、梶谷史郎さんが経営を継承し、その後校舎の 移築や教員の増員を行い、立て直しを行ったこと。これが世羅郡立高等補習学校の前身となり、12 町村学校組合に継承され、郡民の念願でありました男子中等普通教育機関設立の実現へと繋がったことから、梶谷さんの功績をたたえ建立することに至ったという内容が刻まれております。設置は大正 12 年 12 月で、世羅教育会の建立でございます。

町内にはこの他にも数多くの頌徳碑が建立されています。石碑に刻まれた内容は、地域事業の沿革を知る資料となりますので、必要に応じて調査し、記録保存しているところです。ただし、石碑そのものについては、近現代に建立されたものであることなどから、指定文化財等の対象とはなりにくいものと考えます。なお調査等につきましてでございますが、石碑の関係者による協議に応じまして、社会教育課といたしましては石造物の各種診断を行う専門家の紹介等は可能でございます。協力は決して惜しむものではございません。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) 次の答弁で教育長、教育長もあの石碑をみられていると 思います。勿論。最初見られたのはいつか。どういう感じを受けられたか、後 程ご答弁願います。

それで先程、碑文には当時西大田村京丸にあった私立皎世館のことが記されております。これはよろしいんですよね。この世羅町の歴史の中で、教育の創始者、創始者ですよね、その創始者にあたられる人はご承知のとおり千葉三郎さんと、多田みちさん。千葉三郎さんの後を梶谷史郎さんが引き受けられたという筋書きと言いますか、こういう歴史が世羅にあるようです。そこらの繋ぎの説明をね、ちょっと、していただければと思います。

- 〇社会教育課長(荻田静香) 議長。
- ○議長(米重典子) 社会教育課長。
- 〇社会教育課長(荻田静香) ただ今議員のほうからありましたとおり、千葉 先生によりまして私立皎世館が西大田村のほうに設立されました。これは私 立、わたくしりつ(私立)でありますので、もともと私塾のような形でござい ましたが、そちらが経営難に陥ったところを梶谷さんが引き継がれて一旦小世 良のほうに移されたというふうに聞いております。またそのことがその後世羅

高校の前進であります男子、世羅郡立高等補習学校のほうに繋がっていくという流れになっております。多田みちさんのお名前が出ましたけれども、この方もやはり甲山で、女性教育の先駆けということで、女子の学校を設立され、それが後に世羅高校と、男女共学という流れの中で、世羅高校へ繋がっていくということは承知しているところでございます。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) ありがとうございました。そこで皎世館に繋がって、そ れで世羅中学校というような経過があるようです。それでですね、廃止される 状況になっていた皎世館をですね、梶谷史郎さんが、皎世館を引き継がれた。 自分の私費を投げ打って引き継いでこられたというようなことだろうと聞いて おります。その中で当時、ここでは梶谷史郎さんというような表現にされてお りますが、それでははっきりわからんです。文章にするときには甲山町小世良 郡会議員、郡会議員、当時ですよ、郡会議員梶谷史郎氏いうような表現でない と、せっかく梶谷史郎さん付けで書いてあるからよろしいんですがね、やはり そこは石碑、頌徳碑ですから、広く皆様に承知していただくためには甲山町小 世良郡会議員梶谷史郎氏という表現にして書いていただければ非常に良かった と思います。これはまあ、いいんですが、それでですね、こうしたこれは文化 財にはならんのんかもわかりません。ですが、千葉三郎さん、世羅の教育の灯 りを付けた人というように表現されていますが、そういう方の石碑が京丸の梨 の木のほうにあるんじゃないですか、まだ。それらの調査はどのようにされて おりますか。また多田みちさんの頌徳碑言いますか、記念碑言いますか、甲山 にあるんじゃないんです?それらの管理、どのようになっているんですか。
- 〇社会教育課長(荻田静香) 議長。
- 〇議長(米重典子) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(荻田静香) お答えします。千葉三郎氏の石碑につきましては京丸にございます。詳しい碑文の調査というものは教育委員会でしたことはございませんが、今までに民間の方がそういったものの調査されたものの記録がございますのでそのことについては把握しているところでございます。

また多田みちさんにつきましても、お墓につきましても今高野山の境内地

等々にもございまして、石碑につきましても民間の方のほうで有志で調査等々されておりますので、その資料を教育委員会のほうでいただいているというような状況でございます。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) 年号も入っておりますし、何々の碑というようなことも書いてありますし、やはり教育の元祖なんですよ、世羅の。ですから碑文があるんかないんかわかりませんが、日にちやら、そういうのは調査してないといけん思いますよ。
- ○議長(米重典子) 資料はもらわれているという答弁がございましたけど も。

▼【徳光議員:「えっ?」】

資料はもらわれているという答弁はございましたけれども。

▼【徳光議員:「資料?」】

民間の方が調べられた資料は保管されているという、それ以上に教育委員会 のほうでということでしょうか。

- ○9番(徳光義昭) いやいやそれは、文化財にはあたらん言われたんでしょ。あたらんのんでしょ。それはそれでいいんですが、教育関係の資料として残しておかないといけないんでしょ。碑文の内容やら日にちやら、どういう碑かいうのを調べてください。今日でなくてもいいです。
- 〇社会教育課長(荻田静香) 議長。
- 〇議長(米重典子) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(荻田静香) お答えいたします。碑文の内容等、教育の歴 史、町の教育の歴史に必要なものということで、また今いただいている資料以 上のものということになりますかどうかというのは別にしまして、こちらのほ うでも調べさせていただければと思っております。
- ▼【徳光議員:「専門家の調査を始めに言うとったでしょ。専門家の調査を すべきではありませんかと」】
- ○議長(米重典子) それについても協力は可能ですという答弁はございましたが、そのほかにまだ答弁できますか。

▼【徳光議員:「それじゃ、次。」】

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) それでは(1)を終わりまして(2)世羅中学特別寄付者の石碑の内容。また、設置年月日、設置者について。
- 〇社会教育課長(荻田静香) 議長。
- ○議長(米重典子) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(荻田静香) 2点目の世羅中学特別寄付者の石碑の内容、設置年月日、設置者についてお答えします。

この石碑については、「世羅中学特別寄付者芳名」として 52 名の寄付者の名前のみが刻まれておるものでございます。寄付行為の目的や内容といった詳細は刻まれておりません。設置年月日は昭和 5 年 8 月で、東大田村他 12 町村学校組合の建立というふうに刻まれております。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) これも即危険なという状況ではございませんが、先般も石碑の土台の所にモルタルかけてあったです。11月に恐らく塗ってあるんだろうと思います。やはりそういうことはもう劣化がきて、土台の上の面が割れているというようなことで、修復してありましたがね。そのようなことで、相当な年月が経っておりますので、ときには調査にあたられたほうがいいと思います。
- 〇社会教育課長(荻田静香) 議長。
- 〇議長(米重典子) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(荻田静香) お答えいたします。議員おっしゃるとおり、この 11 月でしたか、10 月でしたか、これはですね、ちょうど世羅高のほうに工事に入られている業者の方のご厚意によりまして補修と言いますか、していただきました。それもモルタルが割れて危ない状況なのでどうしたらいいんだろうかというようなことの中で、そういったことをご厚意でしていただけたというようなことを聞いているところでございます。状況につきましては、できるだけ通る際等々に点検等々ができればしていきたいというふうには考えており

ます。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) それでは最後の3の6角形の表彰碑の内容。設置年月日、設置者 について。
- 〇社会教育課長(荻田静香) 議長。
- ○議長(米重典子) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(荻田静香) 3点目の6角形の表彰碑の内容、設置年月日、設置者についてお答えをいたします。石碑内容につきましては、後の世羅高等学校男子部の前身学校であります「広島県世羅中学校」と、後の広島県立甲山高等女学校となります「広島県世羅高等女学校」の建設計画が大正11年に成立をしたこと、その資金調達のために中心となって尽力したのが誰であるのか、また村民が一致協力してそれに応えたことや、村議会で石碑を建立することを決議したことなどが、660名の寄付者のお名前とともに刻まれておるものでございます。

設置年月日は、大正13年10月で、東大田村の建立となっております。

- ○9番(徳光義昭) はい。
- ○議長(米重典子) 9番 徳光義昭議員。
- ○9番(徳光義昭) これは町長先程申されましたように、移設がなかなか不可能というような状況で、ある人の話ではですね、この石碑は文化財にあたるんじゃないかという人もおられた。珍しいと。そういう面からも対象となれば、なんかあるかもわからんのんですが、制度が。そういうようなことで、調査してみてください。安全を含めて。碑の文化的、芸術的なもんもあるんかもわからんですが、珍しい言われますよ。
- ○教育長(松浦ゆう子) 議長。
- ○議長(米重典子) 教育長。
- ○教育長(松浦ゆう子) 議員ご指摘のとおりこの3基につきましては非常に世羅の教育史の原点にあるということの非常に貴重なご提案をいただいたところでございます。今後も必要に応じまして調査を検討してまいりたいというふうに考えております。

〇議長(米重典子) 以上で、 9番 徳光 義昭議員 の一般質問を終わります。

休 憩 11時40分

再 開 13時00分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 「観光施策(費用対効果・将来展望)はいかに」 1番 髙橋 公時議員。

- ○1番(髙橋公時) 議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 議長より発言のお許しが出ましたので、通告に基づき順 次質問をさせていただきます。観光施策(費用対効果・将来展望)はいかに。

質問に入る前に、早いもので奥田町政 3 期目がスタートして 1 年が経過いたしました。 3 期目スタートしてすぐに副町長の辞任、任命した町長でさえ明確な辞任理由がわからないと議会に対して報告するという波乱の幕開けでした。しかし新たに着任された金廣副町長、 1 年も経ちまして副町長としての職務は勿論の事、今年度は基金取り崩しによる黒字となりましたが、依然として赤字の続くせらワイナリーの立て直しにおいても非常に期待をしているところでもございます。議会としてもしっかり協力をしてまいりたいと思います。

さて、今回の定例会での一般質問では年間 200 万人を超える来客数を誇る我が町、観光地世羅として、一般的市町にも認知されてきた現在、町としてできる施策・戦略とは何か? 現在・今後の展望について1項目4問お伺いします。

2項目目は自治組織に自治センターの管理・自治組織活動の運営を委ねてから 10 年が経過した今、各地域の問題点について 2 問お伺いします。

それでは本題に入ります。コロナ禍で打撃を受けている町の観光振興について、さまざまな取り組みがなされている今、コロナ終息が見えてきたところでございます。しかしオミクロン株やいつ第6波が来るか心配しながらも飲食店、観光事業者そして関係団体の努力により、町の賑わいが少しずつ戻り始め

ております。これまで以上に事業者と連携し、町がその一助となる支援を行い、後押しを願うばかりであります。町としての取り組み状況、連携・効果・展望についてお伺いいたします。

1問目として、今高野山1200年祭の取り組みについてお伺いいたします。

- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 町長。
- 〇町長(奥田正和) 1番 髙橋公時議員の観光施設費用対効果、将来展望はいかにのご質問にお答えをさせていただきます。

議員お示しのとおり、新型コロナウイルス感染症に関わる事業縮小等々がここ2年間あったわけでございます。これまで観光については多くの方に来訪いただき、町内業者におかれましてもいろんな努力をされ進めてこられましたが、現況では取り戻したと言いつつもなかなかこれまでのとおりにはいっていない状況でございます。

一番期待される広島空港の民営化との連携についてもですね、なかなかそういったことができてない状況は否めないということでありますが、今後においてしっかりコロナと共存というか、アフターコロナを見据えた流れを作っていく必要というのは町としても喫緊の課題であり、現状さまざまな観点で進めているところでございます。

お示しいただきました「今高野山 1200 年祭の取り組みは」についてでございます。今高野山と言えば弘法大師開基からということで先般来申し述べましたように、元々和歌山にございます高野山、既に 1200 年の記念祭は済まされておりまして、その内容につきまして私も電話等々でいろいろと町長にもお伺いしたところでございますが、やはり宗教活動となると、行政がなかなかそういった面は進めていけない部分もございますが、町の賑わいづくりという観点の中でさまざまな取組みは必要ということで、見習いながら、また地元の方々がしっかり活動できるそういった仕組みづくりを行って行きたいと思います。今高野山の麓にございます大田庄についての歴史についてもいろいろとこれまでもお話しをさせていただき、荘園として賑わってきた、その経過もございます。周辺地域に大田庄の地域に関わらない地域もあるわけでございますが、私としましては全地域がですね、今回のこの町の元々起源となった流れをです

ね、広げていけるように、さまざまな活動にご尽力いただけるように、町がしっかり応援する立場でやっていきたいと思っております。

県史跡の今高野山につきましては、来年開基 1200 年を迎えるに当たり、甲山史跡・名所伝承保全会様を中心とする有志の皆様により、8月に記念事業実行委員会が設立されました。以後、実行委員会ではのぼり旗を作成するなど準備に取り掛かられております。この 1200 年記念事業が成功裏に終了するよう、また、今高野山を巡るさまざまな活動が持続的に発展していくよう、町も実行委員会と連携しながら様々な取り組みを側面的に支援してまいたいと考えているところでございます。

- ○1番(髙橋公時) 議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) ちょっと後の質問に繋がりますので、1点聞いてみたいことがあります。道の駅世羅、こちらの賑やかになると思いますが、そういったところに警備員さん雇われていると思いますけれども、これは誰が雇って、誰が支払をしているのか、その点についてお伺いします。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。道の駅の警備の件については指 定管理者であります一般社団法人世羅町観光協会が対応しております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) この 1200 年祭については後々同僚議員がこの後、項目として質問予定があるようですので、私からは 1200 年を迎える来年度、今高野山の今年もそうでしたけれども、紅葉の時、この紅葉の時の取り組みについて少し提案をさせていただきます。

現在、さわやかトイレを完備した町の無料駐車場を始め、甲山小学校の大型バス臨時無料駐車場、また事業者にご協力をいただいて、たぶん土・日が主かと思いまけれども、パオさん、あとは各種銀行さん、信用組合さん、こちらの駐車場もご利用させていただいていると、ご協力いただいてということでございます。 勿論、役場の駐車場、こちらのほうも開放しておりますよね。その他、臨時駐車 場は今のところ見受けられないですけど、その程度かと思います。それに係る警備費用、そしてその支払いは誰がしておりますか、お伺いします。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。今高野山を巡る紅葉の時期につきましては、ここ数年来お客様が増加しております。一昨年から安全対策を踏まえまして、世羅町のほうで警備員のほうは確保しております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) ですよね。確か、金額ちょっとお伺いしてないんですが、30万か40万かその程度警備費用がかかれば払っているんだと。

最初にお伺いしたように、基本こうした警備費用、事業者が負担するのが当然であります。これは大体事業者が負担するのが当然であります。今高野山、これ先程町長の答弁にもありましたように、宗教団体でございます。高野山は別に龍華寺は世羅町のものではありませんよね。しかし世羅町を訪れるお客様が今高野山の今年もたくさん来ましたけど、紅葉を目的として世羅町の周遊観光されることにより、飲食店もしくはお土産の購買に繋がり、相乗効果が得られる。これがひとつの効果だと思います。これをいつまでも町が負担していくというものではなく、財源を生むシステム、これを構築していってはと提案させてもらいます。

ひとつに駐車場の有料化、こういったことも考えましたけども、先程の駐車場の位置とか配置をみても、また警備員を入れて収受するなんか考えたり、自動の作ったり考えたら費用対効果全く出ませんのでちょっと無理があるのかなと思いますが。駐車料金に関しては、課長とお話ししているときですかね、世羅町に観光に来られた方が、三原の仏通寺さんもきれいなんですけど駐車料金500円取ると。ちょっと行きとうないよねっていう声も聞いたんで、その点世羅町、お金を取ってないということですので、駐車料金もちょっとむずかしいかなと。保全協力金という形で、今、高野山の参道の途中に協力してくださいって、入れてるのがひとつあると思います。これを同様に環境保全という形で、これは許可を得ないといけないと思いますけど龍華寺さん。3カ所くら

い、上と下と駐車場の所、設置して、これを環境保全協力金としてね、100円でもお願いすれば、財源になるんだと。今、来場者数がシーズンで全部で2万人とか聞きましたけどね。2週間くらいで。そうしたときに100円でもし全部払えば200万ですよ。十分費用も出ておつりも出るような感じです。ですから、そりや、何人かに何人かは払わないかと思いますけど、ご協力いただけないこともあるかと思いますけども、そうした財源を生むことによって町の財政支出も必要なくなりますし、来ていただく方からお金をもらうということで、それを運営していくと。それはまた運営は町がするのではく、保全会の団体さんにしてもらって、それで収益にしてもらって警備も雇ってもらう。そして余った分は保全に使ってもらうと。こうした仕組みを提案したいんですけど、お伺いいたします。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。この件につきましてご提案いただきましてありがとうございます。今、地元の保全会様におかれましては、試行的に観光対策というお願いの中で募金箱を設置をされて取り組んでいらっしゃるところでございます。そういう今の民間活力団体様の取り組みをですね、見つつこれから進めていければと思います。

先程話ありました三原市の仏通寺様の取り組みでございますけれども、たいへん仏通寺様についても混雑、渋滞ということで、昨年から駐車料金を取られるというようなところで対応されておるように聞いております。お伺いしますと、仏通寺様の駐車場については3カ所ありまして、その内2カ所がお寺の所有となっておるそうでございます。その2カ所につきまして、地元活動団体の方が運営するために、期間中9時から17時におきまして普通車、軽自動車については500円、観光バスについては1000円を徴収するようなところで取り組みを進めていらっしゃいます。

併せまして観光公社であります株式会社空・道・港様と三原市様が連携をされて、今年で言うと 11 月 13・14 との土日でパーク&ライドという取り組みをされております。そういう取り組みを見つつ、我が町でどういう取り組みができるかということを踏まえてですね、検討を重ねていければと思います。よろ

しくお願いします。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- 〇1番(髙橋公時) そのようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。なかなか我ながらいい提案ではないかなと思っておりますので。今、設置されているところは遠慮がちに協力してくださいなんで、私も 100 円入れたことあるんですけど、ちょっとどうも皆さん、じゃあ、通られている方がそこに入れようかなという気に、ちょっと入れんといけんなと思うように、入口のところ、駐車場のところ、是非協力してください。駐車料金は取らないので、協力金、保全金として協力してくださいということを書けば、100 円くらいだったらたぶん払ってくれると思いますので、そういった財源を生むようなシステムを考えていただきたいと思います。

続いてマリオットホテルとの連携についてお伺いします。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(前川弘樹) 2点目の「マリオットホテルとの連携は」についてお答えします。地方創生を視点に積水ハウス株式会社様では道の駅と連携した新しい旅のカタチ「Trip Base 道の駅プロジェクト」が推進され、昨年7月本町への進出計画が発表されました。先行きの不透明なコロナ禍において画期的なプロジェクトの推進には大変喜ばしい限りであり、宿泊の選択肢が増え、更なる訪問者の増加や満足度の向上が期待されます。

現在、敷地造成が終わりこれから建屋の建築に着手する旨お聞きしております。建築が進み、運営を担当するマリオット・インターナショナル社様の支配人をはじめとするメンバーが固まった段階で、具体的な展開になると想定しております。

まずは、「Trip Base 道の駅プロジェクト」で第1ステージに位置付けられ 昨年オープンされた先進地の事例に学んでまいります。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) これはどこでお聞きしたか忘れましたが、確か町長、2

年前、このホテル建設の2年前から相談があり知っておられたとお伺いしましたけれども、私達も新聞報道や近隣の方の噂でその事実を知り、非常に喜んだところでございます。後に町からもご報告がございました。勿論これからは指定管理を受けている世羅町観光協会様が主となってこうした事業連携、食事や観光といった商品の開発などあらゆる面で連携をしていっていただきたいなと思っておりますけれども、じゃあ、町が何ができるか。町としてどういった取り組みができるか。これは決算審査でちょっと指摘を受けたことがありますよね。水道接続料金を町負担で行った。こういったことじゃなく、町としてできること。課長、町としてできることですよ。お伺いいたします。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- 〇議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。先進地の事例を学ぶときに、この積水ハウス様が取り組まれるその地域におきましては、非常に知名度の高い道の駅もあれば、そこまで知名度の高くないところもいらっしゃいます。それとそのときどきの状況の中で取り組みを進めておられるというところがありますので、まずはホテル側と道の駅の連携、それに行政が関わって、どういう仕組みであったり、連携策ができるか、それはこれから協議が進んでいくものと考えております。まずは先進地の取り組みを学ぶ中で私どもとしてどういう関わりができるか、そういったことも協議を重ねていければと思っております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) いち早くそういった体制が整ったら課長自ら出向いて、連携協議会に入っていただいてチームを組んでいっていただきたいと思いますが、ホテル側のねらいのひとつにこれは、コロナで今、こうですが、インバウンドのお客様の取り込み、こういったものが非常にねらいがあると思っております。
 - 3問目に入りますが、国内・海外戦略の今後の展望についてお伺いします。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 3点目の「国内・海外戦略(台湾)の今後の展

望は」についてお答えします。

国内戦略を練る上で、3密を避け、新鮮な果樹を味わい花々を愛でるといった異なる日常を満喫していただける世羅町は格好の地であり、当面はドライブ、小旅行という近場から遊びにいらっしゃる来訪者を主眼に見据え、コロナ感染症の状況を見る中で、近県、関西圏、全国へと段階的にプロモーション活動等を広げてまいります。

海外展開を検討する中では、大手旅行業 2 社が旅行商品を造成されたものの、新型コロナウイルス感染症の急拡大によりツアー自体は催行されませんでしたが、手ごたえは感じたところです。

広島空港への海外便は未だ運航が再開していませんが、具体的な再開により アプローチしていく国・地域が見えてくるのではないかと期待しているところ です。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 手ごたえを感じてらっしゃるみたいなので、確か2,3 年前に、台湾へプロモーションに行かれたと思います。その後ちょうど運が悪いか、コロナが発生し、いまだインバウンドの見通しが立ちません。この何年、2年くらい空いたため、疎遠になると言いますか、再度落ち着いたときには手ごたえを感じていらっしゃるんですから、アプローチする必要があるかと思いますが、今後の展開をお伺いいたします。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- 〇議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。先頃のことばでいきますと、マイクロツーリズムということばがございます。まずドライブがてら近場のお客様から広げていくのがよろしいのではないかと思っております。やはり海外も考えていく中でですね、やはりちょっと時間がかかるというところと、2年前に台湾市場を訪問させていただいたときは、当時は広島県の観光課の国際プロモーション担当に同行していただいて、各社を訪問させていただいたところでございます。今、広島県におきましては観光課と広島県観光連盟が合体して、非常に観光部門については、非常に大きな推進力となる母体ができておりま

す。そういうセクションと連携を図る中でこれからも取り組みを進めていければと思います。

台湾についてはですね、いろいろ調査をみますとコロナが終息して、行きたい海外と言ったときに日本というのが大きな位置を占めるところでございます。台湾の方々につきましては、色づくものを好まれるということでありますと、花々であったり、紅葉であったり、そういったものが我が町にはあるのではないかというふうに考えております。そういった意味でさまざまな関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいります。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 国内戦略についてお伺いいたします。これは私が初当選させていただいたとき、5年前に最初に奥田町長に質問をさせていただきましたが、全く共感を得ることができませんでしたが、再度、教育旅行の受け入れ先として取り組むお考えはあるのか、お伺いいたします。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- 〇議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。 2 年前であったと思いますが、 府中市様、神石高原町様、世羅町で北備後観光連盟協議会というものを作った ところでございます。それぞれのいいものを持ち寄ろう、そして発信していこ うというところでございます。 2 年間経過したところでございますが、 3 年目 につきましては府中市様でいきますと産業的な観光であったり、世羅町であっ たら体験であったり、それぞれが持つものを工夫しまして、ルート化、教育旅 行も踏まえてこれから取り組みを進めておりますし、発信もしていくというこ ととしております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) あまり期待が持てそうにありませんから次の質問に入ります。指定管理観光施設の将来像はについてお伺いします。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- 〇議長(米重典子) 商工観光課長。

〇商工観光課長(前川弘樹) 4点目の「指定管理観光施設の将来像は」についてお答えします。

町が整備した施設につきましては、その整備目的を達成するよう、指定管理者制度の導入により管理運営を行い、公設民営の形態として利活用をいただいているところです。受託管理者それぞれの創意工夫や経営努力により、直営管理では実現が難しい臨機応変な対応や、独自性のある施設運営を行っていただいております。

今後も施設の強みを更に生かした積極的な運営と、企業の経営感覚を持った 適切な管理をいただくことの好循環により、行政が整備した施設に付加価値が 備わり、長期の指定管理期間や、施設の譲渡など、行政、運営者双方の利点も 更に高まる将来像を期待しているところです。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- 〇1番(髙橋公時) これまで維持管理してきた観光施設、こうしたものが次期の更新の際、指定管理を選定するにあたり再び町が多額の管理費用を投じて維持管理する必要があるのかというのはしっかりとやはり精査していかなければならないと思います。併せまして答弁にありました譲渡などについてですけれども、産直市場等、こういったところはそう多額の管理費用が出ておりませんよね。こういったところは将来にわたり譲渡、売却するところまで、売却してもらってまではやらないというところもあるかもしれませんが、譲渡して進めていくというお考えはあるのか、これ奥田町長にお伺いいたします。
- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- 〇議長(米重典子) 町長。
- 〇町長(奥田正和) さまざまな指定管理施設ございますけれども、町から譲渡という考え方は持ち合わせております。やはり管理いただいている者の、いわゆる体力的なものですね、そういったところがしっかり整って現状できれば早い内に譲渡を受けたいというような者も過去あったわけですけれども、現状のコロナ禍の中ではなかなかやっていくのに精いっぱいというところも現状あるようでございます。さまざまな施設で譲渡を受けたいというところについては、さまざまに協議も行う中で進めていければと考えております。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) この項目最後、奥田町長、町の財政は非常に厳しい状態にあるのは、勿論承知していると思います。この経常収支比率に関しても年々上昇し、貯金である基金、これは年々取り崩し減少傾向にある。借金である町債は令和2年度までは顕著に減少してきましたよ。しかし令和3年度決算には5年前の振出しですよ。増額の見通し。こうした今一度、義務的経費、こうしたのをずっと管理しておれば、それに関わる経費というのはずっと支払われるわけです。そうしたところもしっかり精査しなければ私は大変なことになると思いますので、以上、こうしたことを進言してこの質問を終わります。
- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- 〇議長(米重典子) 町長。
- ○町長(奥田正和) そういった観点でさまざまな財政の流れについては協議 もしてございまして、基金については災害からのコロナ禍というところで、少 し積み立てもままならない状態で今、進んでおります。これまで報告しており ますように、約20億円程度は維持していくという考え方を持ってございます ので、そこからはですね、はみ出さないようにしっかり進めていきたいと思い ます。また緊急事態、災害等が起こった場合はまた議会のほうへ説明して取り 崩しもさしていただく必要があろうかと思いますけれども、現状、コロナ禍で は今後交付税等での措置についてもですね、有利なものを使って交付税で戻し てもらうという流れで起債も行ってございますので、そういったところの将来 的な設計をしっかり整えてですね、やっていきたい。議員おっしゃいますよう に、義務的経費がさまざまに重なっていって今後将来たいへんなことになると いう危惧は持ってございます。先程申し上げましたように公共施設の30%減と いう目標はですね、しっかり整えていけるように施設の部分は、先程ありまし た譲渡なり、またさまざまな違った活用方法に向けてですね、アンテナをはり ながら職員のほうとしっかりそういったところを進めていければと考えており ます。

最初いろいろと観光についていろいろお話しをいただいたところでございま す。議員、観光、そういったものについてはプロでございますので、さまざま な観点からですね、ご示唆もいただければと思います。

今回、将来的な世羅町が観光で生きていくための施策という部分はですね、 観光協会はもとより、さまざまな施設とよくよく話し合いながら将来設計をしていきたいと思いますし、今回進出いただくような大きな世界的なホテルについてはですね、これまで経験したことがない取り組みがですね、進んでいくわけでございます。町をひとつさまざまな事業者が関連をいただいて、その繋がりを求めるため、特にデジタル化という観点から多くのやり方が望めないかと思ってます。残された期間あと1年ちょっとになろうかと思いますけれども、この事業者の考え方と世羅町しっかりマッチングさせながら、そして何よりも地元の方、商工業者、またさまざまな施設、そういったところを回遊していただき、町にそういった旅行者の方々が落としていただけるお金がですね、増えていくことを進めていければと考えております。

- ○議長(米重典子) 次に 「指定管理者(自治組織)への指導監督権限は」1番 髙橋 公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) それでは2項目目指定管理者(自治組織)への指導監督権限についてお伺いいたします。今定例会において自治センターの指定管理者取り消しに係る請願書の提出がされております。町とは数年にわたり意見書の提出や町長・副町長・企画課長など直接、ご相談に伺ったと思います。6月定例会、指導監督権限についてお伺いしましたところ、指定管理業務に関する事、これは自治センターの管理だと思いますけれども、町が指導する立場にはあるが、活動に関することは自治組織で解決を図られるべきであるとの回答をされました。同様にこれは多額の公金が出ている以上、活動費においても勿論、町は指導監督権限があると考えます。再度、町の指導監督権限についてお伺いいたします。1番目として、自治運営費(活動)に関する指導監督権限についてお伺いいたします。
- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- 〇議長(米重典子) 町長。

○町長(奥田正和) それでは髙橋議員の2問目にございます自治運営費(活動)に関する指導監督権限についてのご質問でございます。

自治組織というものは、独立した任意の非営利団体でございます。自治組織の活動は、毎年度開催される総会において承認された活動計画に基づき展開をされておるところでございます。

また、自治組織は、監事等を設置され、会計状況を中心に健全な組織運営に努められているところでございます。

こうしたことからも、地域の民主的な過程を経て実施されている自治組織の 活動に対し、町が公金を支出していることを理由に、指導監督することは難し いと考えております。

町といたしましては、自治組織に交付しております自治振興交付金の使途に つきまして、毎年度事業終了後に事業実績書及び収支決算書をご提出いただ き、実施状況等を確認しているところでございます。

今後におきましても、自治組織の活動が活発に展開され、地域の交流促進等 が図られるよう、財政的な支援を行ってまいりたいと考えております。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) びっくりしましたよ。たいへん驚いた答弁をされました。自治振興交付金の使途は、事業終了後、事業実績・収支決算書を提出いただき実施状況を確認している。当たり前の事ですよね。こんなことは。その後ですよ。びっくりした。こういう答えが返る。町が公金を支出しているのを理由に、指導監督することは難しいと考える。じゃあ、何をするんですか。交付金が出ているんだったら指導監督するのは当然じゃないですか。これで、私もね、前回も似たようなことを言われたんで、いろんな方に聞きましたよ。勿論同僚議員にも聞きましたし、他の市町の市議会・町議会の先生方にも公金が出ている分に町とか市が、指導監督できんのか言うて、何を髙橋さん言よってんかと。当たりまえ、指導監督するのが当たり前じゃないかと。心配になって県議会議員の先生にも聞きましたよ。髙橋さん、おっしゃるとおりだと。国会議員秘書の先生にも聞きましたよ。髙橋さんおっしゃるとおりだと。どういうことですか。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) お答えいたします。先程町長が答弁申しましたように、町といたしましては、その公金が適正に執行されているか、その点につきましてはしっかりとそうした書類等のご提出もいただく中でその状況を確認をさせていただいているところでございます。そしてまた概ね3年に1回ですけれども、通常のそうした書類の基となる具体的な請求書なり、領収書、そういったものも含めてですね、現地の自治センターを訪問し、1枚1枚丁寧に確認をさせていただいている。その中で本当に自治活動に適正に使用されているのか、どうか。そうした確認も行っておるところでございます。自治組織の活動につきましては、当然、地域のなかで総会等、そうした民主的な経過を経てですね、確認をされて実施されているものですから、町といたしましては、そうした活動をしっかり支援をしていくと、そういう立場でございます。
- ○1番(髙橋公時) 議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 民主的なこともいいんですけど、まず、指定管理制度というのを存じ上げてますよね。指定管理制度、これ6月も言いましたけれども、この中に「指定管理者に対する監督」自治体の管理・監督責任が明確になり権限の強化がされたと。その一つにね、指示というのがあるんですよ。管理の適正を期すため自治体は①報告②調査③指示④指定の取り消し・停止、こうした監督責任があるんですよ。自治センターの管理に関しては指導するが、同じく公金が自治振興費に関しては、勝手に使うてくれということですか。関係ないと。金を出しておっても。おかしいんじゃないですか。お伺いします。
- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 繰り返しになりますが、勝手に使ってくれとかいうことではなくて、町としてはその交付金が適正に執行されているかどうか、この点検は行っております。そしてまた指定管理者につきましては、これは先程ご指摘いただいたように、指定管理者と基本協定書を締結しております。その中でその自治センターの管理運営、そうした状況によっては改善の勧告、ある

いは指定の取り消し、そういったところも謳ってございます。指定管理につきましてはそうした協定書に基づいて、適正に執行している、そのように考えております。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 指定管理者制度の中にこういったとこもあります。「不服申し立て等」指定管理者に使用許可や権限を与える。今で言えば、自治センターの運営、そういったものに指定管理者には町は与えてますよね。しかしすべて自治体の長、自治体の長ということは町長ですよ。自治体の長に対して行われる行為。いくら管理は振興会、自治会がしているとしてもその責任、それは町長にあるんですよ。それは管理監督しなければいけないんじゃないですか。これが指定管理制度にちゃんと謳われているんですよ。それを交付金が出てても知らないというのはおかしいんじゃないですか。きちっと謳われていますよ。ご答弁ください。
- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) お答えいたします。指定管理者の制度、これは先ほど申し上げておりますように、基本協定書に基づいてお互いが確認し、その施設の適正な管理運営にあたっていただいているという状況でございます。そしてまた先程指摘いただいたこと等につきましては指定管理者制度の中の話しでございまして、当然、指定管理者とは先程の基本協定書を結ぶ中でそういったところも明記をしてございます。したがいまして、指定管理者制度の中においてはですね、町もしっかりと先程申し上げました指導監督権限に基づいてですね、言うべきことは言う、そして指定管理者とのしっかり認識を共有する中で施設の適正管理にあたっているところでございます。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) ちょっと指導監督について聞きますよ。実例を出して。 これ実態のない、たとえば実態のない特別委員会が設置されて公金が支出され ている。しかも特別委員会と言いながらも5年間連続で特別委員会が継続され

ていて、事業報告がない。この事は、企画課長そしてそこの振興会長、3人で役場の2階、役場の2階で話し合いしましたよね。そのときこの出し方はふさわしくないと、その振興会長認められましたよね。その結果、特別委員会廃止しましたよ。廃止になってますよ、今。こういうのはふさわしくないねということで。それ、課長もいらっしゃったから知らないとは言えないですよ。しかしこれにまた公金が支払われている現状、指導しましたか、その後。もういけないというんだったら、それ返金するのが普通じゃないですか。指導しましたか。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 非常に具体的部分の話でございますけども、これにつきましては、さまざまな協議も行ってまいりました。その自治組織におかれてはですね、この件についてはですね、きちっと総会へ諮って、総会で承認を得て進めておられるところでございます。総会での説明がどうだったか、そういう細かい部分はありますけれども、一定の組織の中のルールに基づいて実施をされ、そして支出をされているものでございます。そうした点につきましては町としては尊重してまいりたいと考えております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) またびっくりした答えが返って、町として尊重するということは認められたということ?町としても。その公金の支出は大丈夫ですと認められたから、それか指導しても聞かないから、聞かないからと。ちょっと次質問しますけど、活動に関すること、これは前回6月でも地域自治組織で解決を図れ。このように6月定例会、町長から答弁いただきましたよ。自治の活動に関しては、その自治組織内で解決をしなさいと。これ自治組織に話合いを申し込みましたよ。しかし断られて受けていただけないんですよ。話合いしたいって。その住民の方も最終的には困り果てて、自治組織に話合いしたいって。その住民の方も最終的には困り果てて、自治組織に話合いしたいと言っても話し合いしないと。じゃあ、指定管理している役場の所に来ましたよね。担当課である課長に。応じてください言うて。話合いにこちらが3名出すから向こうは振興会の理事集めて何人でもいいから。日にちも向こうに合わせ

ますからいつでもいいからやってくださいいうて言いましたよね。課長、なんて言った、そのとき。ああ、ええことじゃ言うて、やっと自治のことは自治で解決せえということを言って、ああええことじゃ。そのあとなんてお答えしてくれましたか。だめじゃった、受けてもらえんかった言うて。こんなことがあるんです?町が指定管理出している振興会に住民が話したいと言っているから、セッティングしてくれ言うて、向こうがしたくない言よるから、向こうがしたくない言よるんです言うて。そしたらどうすればいいん住民は。誰に言うていったらいいんですか。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 町としてですね、できることは尽くしてきた、そのように考えております。地域内で一定のそうした話合いの場が必要という、そういう地域住民の方の声に対してですね、その自治組織の役員の方がそれを受けて話し合うという姿は望ましいというふうに考えております。実際、そうした話合いの場は持たれてもおります。そうした経過を経てなかなか両者の認識の共有というところ、理解の共有というところに至ってきていないという現状があるというのも理解はしております。そのなかで町としてですね、今後におきましてもできる限りのこと、できる範囲というのは限られているかもしれませんけれども、できる限りのことは尽くしてまいりたいというふうに考えております。
- ○1番(髙橋公時) 議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 先程ご答弁の中で一度は持たれたと言いましたが、だいぶ前の話しです。これ1年前に私も含めてその何名かと申し込みしたときに、もう1年くらい経ちますよ。昨年の暮れだったと思いますけれどもね。年明けかその頃ですよ。それから今、1年経って全くないんですよ。これね、課長、今回の答弁の中に非常におかしいと思ったのは、町が公金を支出していることを理由に指導監督することは難しいと考えております。これが何に繋がるか。指導しても聞かないんでしょ。指導しても聞かないからこういう答弁が返ってくるようになるんじゃないんですか。ごまかしですよこれ。なんで町が指定管

理に出しているんですから、町がこういうふうに住民が話合いをしたいと申し込んでいるのに、断ることはあるんです?そしたらどうすればいいのほんとに、住民は困っとって。こういうところはね、1カ所じゃない。これからもっと出てきますよ。私のところにもそういうのやっぱり聞きます。自治会、自治の話しても知らんと言われる。理事会で可決した。ほかの住民の意見は通らん。役場にじゃあ、話に行く。つないでくれ、役場はつなげん。じゃあ、どうすればいい、住民は。全く機能してないんじゃないん。指導してくださいよ、ちゃんと。公金出てるんですからね、1000万近いものが。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 指定管理者の部分とですね、自治活動の部分、ここはやはりしっかりと分けて考える必要があると考えております。指定管理者の部分につきましては先ほど来申し上げておりますように、町としてしっかりと指導監督権限も有する中で適正な管理運営にあたっているという状況でございます。自治活動につきましては、これは地域のルールの中でですね、それぞれ協議をされ、決定され進めてきておられると。そういう地域内の民主主義が確立している中で進んできておりますので、町としてはそこは尊重してまいりたいと考えております。その上で、そうした住民からの声というものを町が受けた際にはですね、できる限りその地域の中で円満、円滑な解決が図られるようできる限りのことを尽くしていると、そういう状況でございます。
- ○1番(髙橋公時) 議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 全く理解ができませんので、例を例えます。その自治活動と今の指定管理の自治センターの管理を分けて考えると言いますけど、じゃあ、たとえばですよ、センターを管理している職員さん、ないしはそういった方が法に触れるようなこと、たとえば大麻所持とか、横領、こういったことをしたときに仮にですよ、町はそれは指導しますよね。指導しますよね。じゃあ、活動費であります振興会、自治会、こうした理事、そうした方々が同じようなこと、大麻所持や公金を横領した、こういったことがあった場合には町がわかっていても指導はしない。そこの自治会、振興会でそういう悪いことをし

てもOKですよ。別にそれは別のことなんで、運営していってください。そういうことですよね。こっちは文句言うが、うちは知ったことじゃない。あんたらの振興会、または理事会で可決されてあなたがその場所におってもいいということであれば、許すということですか、町は。そういうことですよね。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) そうした事例、どういう事例があるかわかりませんけれども、地域の中でそのような事案が発生すればですね、当然、地域の中でそれに対して、いい悪い、悪いという判断がされるというふうに考えております。そしてまた、町としてはそこへ供出している公金の部分についてそれは適正にほんとに使用されているのかどうかという観点の中で場合によっては返還を求めるということもございます。そうしたところでですね、自治活動というものは進められているというふうに認識をしております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) そうおっしゃいましたよね。じゃあ、公金が不正に支出されている3人でお話しした、今の特別委員会の件、あれは認められていますし、課長も知っているんですから、返金じゃあ、なぜ求めないんですか。おかしいじゃないですか、言ってることが。あれももういけないと。こういう実態のない委員会を作って、ようやってくれるというのはわかるんですよ、それは。ですけど、それをわざに特別委員会を設置して、そこから理事を出してそこに公金を払う、こういうようなシステムは作っちゃいけん、やめましょうよと3人で話をしたじゃないですか。それがわかってるんですから、そういった事象に関しては、返金を求めるようにすればいいじゃないですか。もうそこも自治に任してますから、あなた方で話をしてください。町としてはいいませんということですか。指導してください。悪いとわかっているんだったら、指定管理出しているんですから、全部やみくもに葬られますよ。そういうことでけないから。そのために住民の方も町に対して相談に来ているんです。聞いていただけないから。話合いさせてください。何もできない状態ですよ。ちょっと答弁違います。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 違っているとは思っておりません。その件につきましては、先程もご答弁申し上げましたように、総会のほうで承認をいただいている案件でございます。そしてまたそうした指摘を受けてですね、再度総会ではございませんが、理事会のほうへ諮られて、しっかりと理事の意見を聞く中でそれについては適正な支出というところの結論に至ったというふうに伺っております。そうした地域の中の確立された、そうした手続き、民主的な手続きのもとですね、進められているという状況でございますので、町としてはそれについては尊重してまいりたいと考えております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 全く、尊重するということは全部許すということでよろ しいんですか。これずっと同じ押し問答になりますので、総会書面決議の在り 方についてお伺いいたします。お聞きします。
- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 2点目の「総会書面決議の在り方はいかに」のご質問にお答えをいたします。

総会は、言うまでもなく自治組織の1年間の取り組みを総括し、次の1年間の取り組みを確認する重要な議決機関でございます。しかしながら、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむなく書面表決により総会を開催しておられる自治組織もございます。会員が一堂に会されて総会を開催することが望ましいことは、役員の方々も重々承知のことと存じますが、会員の安全に配慮して書面表決を選択されたものと拝察いたします。

従いまして、自治組織の中でしっかりと総会の開催方法等について協議をされ、出された結論につきましては、町としては尊重してまいりたいと考えております。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。

〇1番(髙橋公時) 書面決議の在り方、これはある地域、自治の議決例です。会員 577名、賛成者 284名、反対者 0。未回答が 294。賛成多数となり議決されています。これは議決されると思います。まず、回答が過半数。この未回答 294、賛成票 284です。未回答が 294が、これ地域広報にはこの 294の未回答はすべて賛成という表示をされておるのを私も目にしました。こういったことはおかしいんじゃないかと。無回答は無回答、なんで無回答の人は賛成になるんです?こういうおかしいところを課長もお気づきになったら、これ自治に言って訂正すればいいんじゃないんです?私の所に匿名で2件、こういった報告が来ました。おかしいんじゃないかと、ここの自治は。なんで無回答のものまで全部賛成なん。そこの自治がそういうルールで決めたらそれでいいっていうこと?何でもありじゃないですか。違反をしても、まちがったことをしても、流用しても、何でも許すっていうこと?違うんじゃないん。気づいたところがあれば町が1個1個指導していく。指導しなければならないんじゃないんですか。課長。お伺いします。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) おかしいという風に断定をされておりますけれども、それは断定できるものではないというふうに考えております。一般的にはですよ、一般的には未回答部分というものが棄権されたものとしてですね、採決に含まれないというのが多いのではないかという認識はしておりますけれども、その取扱いについてはですね、やはりそれぞれの組織において議論をされ、定められた、決定された方法によって実施をされたと、そのように認識をしております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) なんで課長、そんな遠慮気味な答弁になるんです?おっしゃってたことが正しいんですよ。言うてるじゃないですか。なんで未回答に関しては未回答として掲載されるのが普通でありますが、その自治組織によってはそれを賛成としてもいいんじゃないんですかみたいな、なんでそんな答えになる、おかしいでしょ。なんでもあり。

たとえばですよ。反対が多かって賛成が少なかっても、ちょっと反対が多いんじゃけど、この自治においてはこのくらいの反対なら賛成にしましょうと決めるのも自由ということよね。課長の今の考えで言えば。別に定まってないんですから。ルールの一定がないわけですから。これ各自治で統一性持たすのがいいんじゃないんですか。採択とるときは賛成、反対、未回答、それを全部掲載して何人以上おるから賛成で議決しますというのを全自治センターで統一すればいいじゃないですか。なんで各自治に全部任せて、逆に反対が起きてもその自治で反対が多いけどまあ、いいんですよって言うたら通るんですね。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 反対多数で採決されるという選択をされる自治組織はないというふうに考えておりますけども、全自治組織を統一する云々というご指摘でございますが、これも先程来申し上げておりますように、それぞれの自治組織で議論され、その方法、そうした場合の取り扱いの方法等をですね、決定されるべきものと考えております。その上で書面評決にあたっての留意事項等についてはどこまで周知できるかわかりませんけども、全自治組織共通の情報として町のほうから提供できるものは提供していきたい、そのように考えております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 全く理解できないのがなぜ課長、その全部自治組織、個別に、個別に、ここはこうしてくれ、ここはこうしてくれ、そこで考えりゃいいといってこんな統一性なんかみやすいじゃないですか。賛成と反対と、これから書面決議、コロナ禍においてあると思いますよ。一定のルールを教えてあげて、どこの自治もこういう採り方をしてくださいと。賛成、反対というのは。未回答の部分はこういうようにしてくださいとか、統一するのがそんなにむずかしいことですか。なんでそういった指導もできないんですか。全然私には理解できない。何のために指定管理しているんですか。今回、ほとんど書面決議されたっていう自治組織が多いと思います。ほぼ全部だと思います。そんな中でひとつの自治では会則の改正、これ会則ですよ。これも書面決議されて

いる自治組織がありました。会則の改正というのは書面決議において採決するべきことではないというのは存じ上げてますよね。知らなかったかもしれないですけれども、町のお抱えの弁護士にちゃんと聞いていますよね。会則の改正はできないっていうことを。自治に対して内容証明の無効通知、これが行っていると思います。そりゃ、自治のほうも心配して役場のほうに電話してますよね。無効通知が来たんだけどどうしたらいいのかと。課長もちゃんと役場のお抱えに弁護士に聞いて、やはり役員改正っていうものはできませんからいうて伝えたんじゃないんですか。自治に対してちゃんと伝えたって言いましたよ。僕は言いましたって。だけど聞かないんでしょ。またそっちで、いや、これはいいと思いますと。何でもありなのかって聞いてるんです。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- ○企画課長(道添 毅) 先程の採決のルールという部分においては、法的なルールというものは定まっておりませんので、そういうところはそれぞれの組織で考えられるべきものというふうにお答えしたところでございます。

今の会則の改正の部分でございますけれども、この会則の改正を書面評決できないという認識はございません。ある自治組織からですね、この書面評決についてご相談をお受けした際には、この会則等にですね、定めのない方法で総会を開催するということは、これは適正ではないというふうに回答申し上げているところでございます。その後の対応につきましては、その自治組織においてですね、ご判断されるべきものというふうに考えております。

それから会則につきましては、一度改正したらもうできないというものでは ございませんので、不十分な点等があれば、また随時見直しをされてですね、 今後自治組織の活動というものが一層推進されることを望むところでございま す。

- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) (聞き取れない)ことまとめて答弁をされたようですけれども、会則の改正はそりゃ、理事会開いてから自治組織で決めていけばいいですよ。課長言われているとおりですよ。会則を改正していけばいい。何がい

けないかというのは書面決議することがだめなんだというルールになっているでしょ。これは知ってますでしょ。書面決議ではできない内容のものだと。今の事業決算報告、事業報告、こういったものは今の書面決議で採決を採っても構わないっていうのが一般常識でございます。しかしながらこの規約の改正、会則の改正、更に全部改正ですよ。会則の改正は書面決議によって決められるべきものでないというのは、まずそこ、どう思いますか。知っていらっしゃるでしょ。その点についてお伺いします。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) その書面評決についてはですね、要するに会則なり 規約というものに明記してあるかどうか、これが重要だろうというふうに考え ております。その上でご相談を受けた自治組織におかれてはそうしたものが明 記をされてないということでしたので、それは適正な方法ではないというふう にお答えしたところでございます。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 適正でないんだったら指導したんですかって聞いている んですよ。
- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 指導のところは先程来申し上げているところでございますので、これ以上申し上げませんけれども、そういうところをお伝えする中で、そこから先というのは自治組織において判断をされたというふうに伺っております。その判断にあたっては一定の理事会等を経てですね、そうした判断に至ったというふうにもお伺いをしております。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) この問答のやりとり、結局のところ住民の方も調べられたんです。住民の方も弁護士の先生に聞いて、役員改正などを書面決議できるのかと弁護士の先生にお伺いに行っとるんですよ。そしたら、そういったもの

は理事会等で議決されるべきことであって、書面決議はできないものだということで話を聞いて帰っているんです。ですから、内容証明、内容証明の無効通知を郵便局からちゃんときちっとしたものを出して、そういった組織に送っているんですよ。それも受け取っているんですよ。向こうも。それで役場に相談したでしょ。そしたら課長がやはりいけないものはいけないって指定管理者に言ったんでしょ。聞かないんでしょ。ちゃんとやってますよ。私も知ってます。役場は役場として指導、指導っていうことばが嫌いなのか知りませんけども、ちゃんと指導、これはふさわしくないっていうのは相手方に言っているはずです。でも相手方がきかなければどうするんです?町が指導、それをこうした公金が支払われいても指導することがむずかしい、これに繋がるん?なぜ繋がるのです?指導しても言うことを聞かないと言うことなんじゃないんですか。もう一度お伺いします。

- 〇企画課長(道添 毅) 議長。
- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 言うことを聞かないとか、そういうことではなくて、自治組織の中できちっとそれに対してどのように対処していくのかというのをしっかり民主的な協議をされてですね、結論出されているわけです。それをひとりが独善的に判断をされてるとか、そういうことではないわけでございますから、そうした地域の取組みというものが民主的な営みの中で行われているということを町としても確認する中でその出された結論については尊重してまいりたいと、そのように考えているところでございます。
- ○1番(髙橋公時) 議長。
- ○議長(米重典子) 1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) もうこれ以上、もう申しません。指定管理者がまちがった支出、不適切な対応をされている。こうした事実がわかったら、速やかにですよ、速やかにね、指導、言うことを聞かなければ監督権限、こうしたものに基づいて、停止、取り消し等も強くしなければいけない。これが町だと思うんですよ。監督権限はあるが、監督はしない。指導しなければいけないが指導はしない。公金を払っているんですけど、公金を払っているからといって指導する立場にない。まったく理解ができない今回の一般質問です。情けなくてしょ

- うがない。以上です。
- 〇副町長(金廣隆徳) 議長。
- ○議長(米重典子) 副町長。
- 〇副町長(金廣隆徳) 1番 髙橋議員からのご質問にお答えをさせていただきます。この間ですね、議員から質問もあり、そして担当課長から答弁もさしていただいているところでもございますけれども、この自治に関わってですね、地域の組織の中で決定をし、また審議をされてきたところに質問をいただいたところでございます。そのやりとり、また経過の中でですね、担当課としましてもその調整をとるべく努めてきたところではございます。引き続きそこはですね、心をくだいてしっかりと調整をしてまいらせていただきたいと存じます。
- ○1番(髙橋公時) はい、議長、最後に。
- ○議長(米重典子) 残り1分です。1番 髙橋公時議員。
- ○1番(髙橋公時) 話合いに応じていただけるよう話してください。住民と自治組織と話し合いに応じていただけるよう、町が話してください、相手方に。最後これをお願いしてこの質問を終わります。
- 〇副町長(金廣隆徳) 議長。
- ○議長(米重典子) 副町長。
- 〇副町長(金廣隆徳) お答えをいたします。議員よりご質問いただきました。最後にですね、その話合いの場をやはり設けてほしい。その調整をすることを努めてほしいといったご質問でございますし、ご要望をいただいたというふうに受け取らさしていただくところでございます。自治、また地域の営みはこのやはり短い時間ではなく、長い時間をかけて地域にお住まいの方が円満に、そして豊かにですね、過ごしていただくことが大前提でございます。円満に運びますように、これからの自治がですね、継続して続いていくこと念頭におきながらたゆまぬ調整役として進んでまいりたいと存じます。
- ○議長(米重典子) 以上で、1番 髙橋 公時議員 の一般質問を終わります。

ここでトイレ休憩と致します。再開は2時20分といたします。

再 開 14時20分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 「HPV ワクチン接種の勧奨再開に対する対応は」 8番 松尾 陽子 議員。

- ○8番(松尾陽子) 議長。
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- ○8番(松尾陽子) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルス、以下 HPV と略させていただきますけども、この感染症を予防するワクチンについて、厚生労働省専門部会は 11 月 12 日、2013 年から中止している HPV ワクチン接種の勧奨再開が決定され、11 月 26 日には通達が出されました。約8年ぶりに勧奨を正式に再開する事になります。

2010年から接種が開始された HPV ワクチンは、2013年(平成 25年) 4月に子宮頸がんを予防する効果が期待されるとして、定期接種化されましたが、接種後に体の痛みなどを訴える声が相次ぎ、2013年 6月に積極的勧奨は中止をされました。

「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会」では、2017年 (平成29年)12月に「HPV ワクチン接種後に生じた症状に苦しんでおられる方 に対しては、引き続き寄り添った支援を行うべきであるとされ、また、HPV ワ クチンについては、その安全性や有効性の両方をよく理解していただくことが 必要であり、その為の国民に対する情報提供を充実すべきである。」とされま した。

2018年(平成30年)1月には「情報を求めている方に対して市町村から情報提供」として、接種を検討しているもしくは受ける「お子様と保護者の方へ」概要版、詳細版、また受けた後版という3種類のパンフレットを厚生労働省のホームページ上に公表しています。その他副反応追跡調査結果やQ&A方式で疑問にも答えています。

日本産科婦人科学会によりますと「子宮頸がんは、若い女性がかかるがんの中では乳がんに次いで多く、年間約1万人近くの女性が罹患をして、約2,800人もの女性が亡くなっています。

子宮頸がんの大部分は、ヒトパピローマウイルスが子宮頸部に感染することが原因です。HPVの感染は性交渉によって感染し、性交経験のある女性の多くは HPV に感染すると言われています。世界の80カ国以上において、HPV ワクチン接種を国の公費助成により実施をされています。

HPV ワクチンを積極的に接種している国では、ワクチン接種を受けた女性の子宮頸がんの発生数が 90%近く減少しているということであります。

平成 25 年 6 月 14 日に、厚生労働省から自治体あてに「接種の積極的な勧奨 とならないように留意すること」と勧告が出たことで、ほとんどの自治体がワ クチンの個別通知を止めてしまい、約 70%あった接種率が 1%に激減し、罹患 するリスクが導入以前に戻ってしまいました。

本町において、積極的勧奨中止以降、接種状況はどうなっているのかお尋ね をいたします。

- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 町長。
- 〇町長(奥田正和) 8番 松尾陽子議員の HPV ワクチン接種の勧奨再開に対する対応はのご質問の1点目でございます。

積極的勧奨中止以降、接種状況はどうなっているかについてお答えさせてい ただきます。

子宮頸がんの主因となるヒトパピローマウイルス(HPV)感染を防ぐワクチン接種につきましては、8年前の平成25年4月に定期接種に追加されましたが、接種後に体の痛みなどの症状を訴える人が相次ぎ、厚生労働省はその2か月後の同年6月に積極的な接種勧奨を中止することを勧告いたしました。

その後、国の検討部会等において継続的な検討がなされてきたところであり、今般「最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認された」こと等の検討結果を踏まえ、令和3年11月26日厚生労働省通知「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」によりまして、平成25年通知を廃止し、接種を国が

促す「積極的勧奨の再開」を決定する通知が発出されたところであります。

ご質問いただきました接種状況についてでございますが、定期接種が開始された平成25年度は49件で、平成26年度は1件、平成27年度から平成30年度までは通知により0件でございます。平成31年度は4件ございました。、令和2年度は5件、今年度9月末現在では18件となっている状況でございます。

- ○8番(松尾陽子) (挙手)
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- ○8番(松尾陽子) 今、件数をお答えいただきましたけれども、この接種率 についてはわかりますでしょうか。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) それではただ今のご質問にお答えいたします。接種対象者に対して接種された方の数を割ったものでございますが、平成25年につきましては12.6%、平成26年につきましては0.3%、平成27年から平成30年度の4年間は接種者0ということで0%でございます。平成31年につきましては1.1%、令和2年度につきましては1.4%、令和3年度9月末の状況でございますが、4.6%という割合になっているところでございます。
- ○8番(松尾陽子) (挙手)
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- ○8番(松尾陽子) やっぱり勧奨が中止された以降、激減をしている、徐々に回復をしてきているところであるということがこのお話を聞かせていただいてはっきりしたところでありますけども、接種対象のこの30年頃の0件というのがですね、恐らくこのワクチンを受けた方が大きな障害が持たれたというような報道が一時期なされたことがありました。連日そのことも取り上げられてですね、ワクチンに対する恐怖心っていうのがすごくあったのではないかというふうに思いましたけれども、それがかなり影響されて、勧奨がなかったこともありますけれども、マスコミで大きく取り上げられてっていうことも一因にあって、この接種がかなり控えられたということもあるのではないかというふうに推察をいたします。

次の質問に移りたいと思いますけれども、HPV ワクチン定期接種の対象は小学校の6年生から高校1年生が対象となっていると思いますけれども、この HPV 感染症は性交渉が原因になって起こることから性交未経験の段階でワクチン接種をすると効果が非常に高いというふうなことが言われております。

予防接種法第6条には「対象者への周知等を行うとともに接種機会の確保を 図る」というふうにあります。近年、自治体においては、これらを行わないこ とで市町村の不作為が問われる可能性もあるということがありまして、さまざ まな動きが出てきています。

千葉県のいすみ市では、定期接種の権利がなくなる高校1年生の女子に対して、「費用助成期間終了」の通知を発送していますし、小樽市では、厚生労働省の最新情報を丁寧にホームページに載せていて、最後の所にはなお書きで、「WHO(世界保健機構)等が安全宣言とともに接種を強く推奨していることに加え、日本国内でも産婦人科学会・小児科学会をはじめとする専門17団体が共同で接種を支持する声明を発表しています。」というふうに記載をして、国内外の情報を住民に伝えています。

子宮頸がんの罹患は 20 代~40 代の方が多く、妊娠・出産・子育てのピーク時と一致し、治療によって年間 1,200 人が子宮、卵巣など摘出してしまうという、そういう事態にもなっていて、少子化にも影響あるのではないかというふうに考えられます。

町民に最新情報を伝え、家庭での性教育及び接種判断をしていただく上で も、20歳からの子宮がん検診の必要性の認識に繋げていくためにも環境づくり が必要というふうに考えます。

本町においては積極的勧奨中止されて以降どう取り組まれてきたでしょうか。また、勧奨が8年ぶりに再開となりました。今後どう取り組んでいかれるのか見解をお伺いいたします。

- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) それでは2点目の「積極的勧奨中止以降の取り組みと、今後の取り組みについて」のご質問にお答えをさせていただきます。

令和2年10月に発出された厚生労働省の「定期接種の対象者等への周知にかかる通知」により、対象者等への情報提供として定期接種の積極的勧奨とならない内容で、個別通知や広報での周知を行って参りました。今年度の対象者に対しましても個別通知で情報提供を行ったことにより、先ほど町長が数字申し上げたが、徐々に接種希望の問い合わせが増え、希望される方につきましては接種を受けられている状況でございます。

今後の取り組みにつきましては、令和3年11月26日発出の厚生労働省通知に基づき、予防接種法第8条の規定による勧奨等を行うとともに、接種医療機関や医師会との連携や相談支援体制等の整備等を行い、必要な対応を行って参りたいと考えているところでございます。

- ○8番(松尾陽子) (挙手)
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- ○8番(松尾陽子) 今、答弁の中にございました個別通知や広報での周知を 行ってまいりましたというふうにありました。この個別通知はどういった通知 の内容だったのか、お答えいただけますか。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) それでは先程ご質問がありました。個別通知 についてのお答えをさせていただきます。

毎年年度終わりにその対象者の保護者の方に向けまして通知を行っております。その内容といたしましては、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種についてという題目で対象年齢を示した文書、それから HPV、ヒトパピローマウイルスとはという内容と、それからワクチンの種類と接種回数等についての情報をお伝えして、先程議員のほうからもございました厚労省のホームページ等の情報があるというふうなとこで QR コード等を掲載した、そういったものをこれまでは送付をしているところでございます。

- ○8番(松尾陽子) (挙手)
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- ○8番(松尾陽子) そういった個別通知の中には厚労省が出しているリーフレットといったものは入ってなかったですかね。

- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) お答えいたします。通知の中へ、そういった 紙媒体で送るというようなことはこれまで行っておりません。今後は積極的勧 奨というふうなとこもございますので、しっかり接種対象者に対しての情報提 供を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。
- ○8番(松尾陽子) (挙手)
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- ○8番(松尾陽子) 広報での周知はこのせら広報でという意味ですかね。インターネットでの紹介というようなことはなかったでしょうか。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) それでは個別通知以外の周知方法についての ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず世羅町ホームページの中で予防接種を受けましょうというふうなことで、定期接種の種類と、それから時期とかそういったものを一覧にしたもの、この中へ子宮頸がんワクチンの回数とそれから対象の年齢等を記載したものを他のワクチンと同じ表の中に、そういったものを掲載をさせていただいております。それと広報せらにおきましては、HPV ワクチンの定期接種についてということで、先程個別通知でお示ししております、そういった内容のものについて広く周知させていただいているということでございます。

- ○8番(松尾陽子) (挙手)
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- ○8番(松尾陽子) わかりました。それとですね、今度は勧奨が始まってくるわけでございますけれども、一応、政府としては、国としては来年の4月を目途にという形になっているかと思うんですが、その準備ができたところはその前倒しもできるようなことも書かれていたように思います。本町においては前倒しでそういう勧奨をするということがあるんでしょうか。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。

〇子育て支援課長(和泉秀宣) それでは広報の時期に関するご質問にお答え をさせていただきたいと思います。

松尾議員申されますとおり、来年4月からの積極的勧奨というのを国が通知をしておりまして、条件等が整い次第、広報することは構わないよと、そういった通知になっております。世羅町といたしましてはやはり接種に関する接種体制、これ医療機関での接種が必要になってまいります。現在世羅中央病院の産婦人科での接種というふうな限定的なものになっておりますので、広く接種を呼びかけていくということになれば、やはり接種をされる方の利便性というふうなとこも考えてより多くのそういった医療機関での接種が必要になってくるのかなというふうに考えております。したがいまして、そういったことを実現するためには医療機関等の調整等も必要になってまいりますので、まずはそこを整理する中で、そういった条件が整えば4月より前での周知というふうな、勧奨という、そういったものも検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

- ○8番(松尾陽子) (挙手)
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- ○8番(松尾陽子) ワクチンについては公費で受けれるものと、それから自費で受けれるものの3種類のワクチンが存在するかと思います。先日あるお母さんがね、子どもにワクチン接種をさせたいということがありまして、子どもさんとお話をされたそうなんです。その中でこういう3種類のワクチンがあるんだということでね、お話をされて、2価、4価のワクチンについては60%から70%のHPVのウイルスに対して効果があると。9価のワクチンについては90%のウイルスに対して効果が期待できるという、そういう内容のワクチンだというふうに認識をしているわけなんですが、そのお母さんはその子どもさんとお話をする中で、効果が高いものを私は受けたいと子どもさんがおっしゃったそうで、その9価のワクチンがね、なかなか受けれるところが限られているということもありまして、同級生の同じ子ども持つお母さんとお話をされる中で、何人かで一緒に9価の自費の5万円かかったそうですけども、その9価のワクチンのほうを受けられたというお話も聞いております。個人的にはね、9価のワクチンを導入していただきたいと強く思っておりますけれども、これは

国が決めることですので、ここで判断するわけにいきませんけれども、そういった中でほんとにそういう体制を整えていただきながら、さっきも申しましたけれども、早い段階で、年齢の低い段階でワクチンを受けるということが効果がすごく大きいということもありますので、少しでも早くこの勧奨を開始していただければというふうに考えます。

この質問については終わりまして、3番目の質問に移らせていただきたいと思います。厚生労働省のホームページには、コロナ禍で接種を控え、既定の期間内にワクチンを受けそびれてしまった方もいらっしゃるということです。この方にも公費接種を受けられる場合があるというふうにホームページの中でも記載がありました。いわゆるキャッチアップ接種という、その対象者に対して本町での対応はどういうふうにされるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) それでは3点目の「既定の期間内でワクチンを受けそびれてしまった方への対応について」のご質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、先ほど町長答弁にございました令和3年11月26日発出の厚生労働省通知に「積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方への対応については、公費による接種機会の提供等に向けて対象者や期間等について議論を開始したところであり、今後方針が決定し次第、速やかに周知する予定である。」と記載されております。

このことから本町の今後の対応につきましては、国の議論の結果により示される方針を踏まえる必要があると考えており、現段階での方向性をお示しすることはできません。

しかしながら、今後は国の通知に基づくワクチン接種の積極的勧奨を行うこととなるため、国の動向を注視し、併せて情報収集等に努め、適切な対応を行うよう努めて参る所存でございます。

先程申されました受けそびれた方につきましては、今で言いいますと、17歳から24歳の方が対象になってくるのかなというふうに承知をしております。

そういった方がやはり受けれるというふうな体制を国としても示してくるのだと思いますので、そこらとしっかりその辺を併せながら接種の機会の提供というふうなことに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○8番(松尾陽子) はい。
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- 〇8番(松尾陽子) 私も非常にそれを望んでおります。接種期間に、そういう勧奨がなくて逃してしまった方っていうのは8年半にわたる中でたくさんいらっしゃるかと思います。すべての期間を対象としていただきたいと思うのは山々でありますけれども、国が決めることでありますなので、ここはしっかりとまた要望していただきたいところでもあります。もし仮にですね、国が接種対象の中にすべてを網羅されなかった場合があると仮定した場合には、本町で助成していただけなかった人に対して助成する気持ちがおありでしょうか。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) それではお答えをさせていただきたいと思います。国が公費の対象外とした場合の町としての考え方についてのご質問だと 思います。

このワクチン接種の積極的勧奨しなかったものについて、以前、日本脳炎のワクチンも積極的勧奨しなかったということで、それが何年かたって積極的勧奨するよというふうなことについて国は救済措置として、その期間受けれなかった方につきましてはすべて公費での対応というふうな考え方を国は示しております。日本脳炎とこの HPV ワクチンがイコールではないんですが、恐らくそういう考え方からすれば、この HPV ワクチン接種の積極的勧奨がなかったことにより受けそびれた方についても公費の対象になるものではないのかなというふうに思ってはおりますが、先程議員おっしゃられますように、もしそれがなかった場合につきましてどうするのかという考え方でございますが、担当課といたしましては、このワクチンの有効性というものが否定されているものではございませんし、副反応のリスクがワクチンの有効性を上回っているというふうなことでもないという、そういったことからワクチン接種はがんの予防、先

程議員もおっしゃられましたが、定期検診等も併せ持ってやることが必要だと 思うんですが、ワクチン接種ががん予防に有効的であるというふうなことから すれば、やはり町費を持ってそういった対応するのが適当ではないかというふ うに考えているところでございます。

- ○8番(松尾陽子) はい。
- ○議長(米重典子) 8番 松尾陽子議員。
- ○8番(松尾陽子) とても前向き答弁をいただきまして、ほんとにうれしく思いますけれども、このワクチン接種と2年ごとに行われる子宮がん検診、この2つで子宮頸がんというのは必ず防ぐことができるというふうに言われておりますので、本当にそういった意味で積極的に勧奨していただいて、ひとりでも多くの方にがんにかかる不安を取り除いていただければというふうに考えます。まだまだたくさんいろんな病気がございますけれども、すべての病気の方にもこういった助成がなされていくことが望まれるというふうに思います。そういうこと希望して、私の今回の質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) 議長。
- ○議長(米重典子) 子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(和泉秀宣) ご質問いただきましていろいろとご答弁をさせていただきましたが、やはりワクチン接種によりそういった健康を維持していただくというふうなとこを重点におきまして今後も積極的勧奨、またワクチン接種の接種体制の確保、そういったものに全力を挙げて努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(米重典子) 以上で、 8番 松尾 陽子議員 の一般質問を終わります。

次に 「安心安全、行政の役割は」 6番 田原 賢司議員

- ○6番(田原賢司) はい、6番。
- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- ○6番(田原賢司) それでは議長より発言の許可を得ましたので、通告に従 い質問いたします。

安心安全、行政の役割は。最近の豪雨による土砂災害では、甚大な被害をもたらし、改めて土砂災害の怖さを思い知らされました。今回この質問をするにあたってですね、ハザードマップのほうでですね、住民の方より相談を受けました。このハザードマップについて疑念を持たざるを得ない事案が発生したといったことで今回質問にあたっております。

土砂災害警戒区域等に指定されると、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を住民に周知するなど、市町村は警戒避難体制の整備を図ることとされております。しかし、指定した後をどうするかということも、また考える必要がございます。その地域の住民にとって、被害が出る場合がありますので、適切な避難行動をとるようになります。

そこで、土砂災害警戒区域で土石流の警戒区域である谷の上流部に盛り土は 安全なのか。またこのハザードマップで示されております警戒区域との整合性 についてお聞かせください。

- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 町長。
- 〇町長(奥田正和) 6番 田原賢司議員の「安心安全、行政の役割は」のご 質問にお答えをさせていただきます。

近年土砂災害は各地で発生してございます。近いところでは熱海の盛土による災害、これはニュースでも大きく取り上げられておりまして、これは人的要因もあるのではないかという危惧もされているところでございます。町としてもさまざまなハザードマップをもとに地域の方に安全な避難経路等含めているいろとお話合いをいただいているところでございます。

先般来の国への要望活動についても治山治水、さまざまな要望してございますけれども、広島県の土質という部分においてはですね、やはり危険個所が全国的に一番多いという課題ございます。そういったところから砂防ダムであったり、治山事業、いろいろに取り組みをお願いしているところでございますが、なかなか造るとなると時間も経費も多くかかるということで、また下流域にある人家の件数にもよってさまざまな取り組みができない部分もあったりして、困惑もしている状況でございます。

1点目の土砂災害警戒区域及び盛り土についてでございます。土砂災害警戒

区域等は、土砂災害防止法に基づいて指定されておりまして、土砂災害の恐れがある「土砂災害警戒区域」と、建物が破壊され人命に大きな被害が生じる恐れがある「土砂災害特別警戒区域」がございます。

警戒区域の指定は、都道府県におきまして、渓流や斜面など土砂災害により被害を受ける恐れがある区域の地形、地質、土地利用状況などの基礎調査を実施して指定をされます。

盛土に関係する規制につきましては、土砂埋立区域の面積が 2,000 ㎡以上になれば、「広島県土砂の適正処理に関する条例」に基づく土砂埋立行為の許可が必要となります。また山林の開発におきましては、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、土地の面積が 1 ha を超えるものに該当すれば、「森林法」に基づく林地開発の許可が必要となります。これらの申請がございましたら、許可基準に基づき、許可の可否を判断しているところでございます。

議員、今回の土砂、声をお聞きになっての発言ということでございます。そ ういった地域にしっかり説明もさせていただきながら今後進めさせてまいりた いと考えているところでございます。

- 〇6番(田原賢司) (挙手)
- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- ○6番(田原賢司) 実際ですね、土石流の警戒区域へ指定されとります。そうしたときにですね、制度上のところは私もよく理解しておるわけなんですが、実際そこへ住んでおられる方、実際自分の家屋の奥のほうへですね、かなり数十m上がった所なんですが、そこへ実際土が盛られておると。そのような状態で安心して暮らせますかと。そこの点をお聞かせください。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) お答えをいたします。先程町長が答弁申し上げましたように、制度についてはご説明したとおりでございます。上部に盛土があるということでございますが、個別案件につきましてはまた個別で産業振興課のほうでご相談いただければと思うんですが、実際にそういう状況があれば、住んでおられる方は多少なりとも不安を感じられておられるのでないかと

いうふうに拝察は致します。

- 〇6番(田原賢司) (挙手)
- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- ○6番(田原賢司) ハザードマップで指定していてですね、実際、話を進め ていく中でですね、実際その事業者さんもハザードマップについて認知されて おったかどうかといったところが非常に疑念を持たざるを得ない点がございま す。と言いますのも伐採等が先々進んだりですね、しておったという経緯が見 られます。谷についても最寄りの町道からと言いますと、十何mの渓流でござ います。最下流部との間がですね。実際そこへ土量を換算したときにですね、 かなりの土量になると。泥がそれだけ埋立てができるので、事業として成り立 つと。そういった形で昨今、事業者の方は山林の土地を求められてそういった ところで事業展開をなさっておられます。実際、そういったところをですね、 規制する法律というのは現状ございません。県のほうへ相談してもですね、実 際この泥ですので、これは市町村へ権限移譲していると。その指導の範囲でや ってくださいという回答でございました。そうなっていくとですね、実際住ん どる町民のほうは不安な、時期がくれば常に不安な状態を抱えた中で生活をせ ざるを得ないといったことがございます。これについてですね、町の北部のほ うで言いますと、山のほうが谷が深うございます。これは町の北部のほうの山 合の深い所で言いますと、同じ事案が多々発生するかと思います。こういった 事例に対してですね、今後町として県に対して何らかのアクションを起こす気 持ちがあるか、どうかというところをお聞かせください。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(大原幸浩) お答えをいたします。盛土についての許可、また申請等々あるわけでございますが、それぞれにつきまして、森林法に基づくもの、これは1へクを超えるものとかあるんですが、後程出て来るかと思うんですけれど、それについては県の許可をそのまま今も動いておると。土砂の適正処理に関する条例ですね、これについても県で働きかけておるわけなんですが、町としても個別の内容によってはですね、指導をしていただいたりとか、質問をしたりとかということは現在も行っております。

- ○6番(田原賢司) (挙手)
- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- 次の項目にも関わりますので、次の項目のほうへ進めた ○ 6 番 (田原賢司) いと思います。実際、その谷はですね、大雨の時は、かなりの水量が出ます。 普段ですとちょっとの水しか出ないようなとこなんですが、実際降るとなると ですね、圃場整備のときにあったんですが、実際大雨が降ってですね、大水が 出て、河川の護岸を倒壊させたと。下流部へ河川がありますので、護岸を倒壊 させるくらいの水が出るような所でございます。そういった所ですので、圃場 の時にですね、幾度となく県のほうと協議し、ただ圃場整備につきましては、 既製品水路に規制がかかりますので、複断面処理で流れをある程度コントロー ルしようといういったことで大きくとった経緯がございます。ただし、昨今で はですね、当時の圃場整備の基準で考えても比べものにならないような 50 年、100年雨量の基準の雨がですね、頻発しております。下流に民家もある中 でですね、盛り土の流出防止の土留めや、排水対策などの保護対策工事もなさ れないままの盛り土でよいのか。何故、許可されているのか。この許可につき ましては、実際、許可されてない中での業者のほうの選考であったんですが、 その業者と話をする中で言うとですね、なかなか先走る部分がありましたの で、なぜそういったことに結びついていくかというところをお聞かせくださ V)
- ○産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長 (米重典子) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(大原幸浩) それでは 2 点目の盛土の許可についてにお答えをいたします。

まず「森林法」に基づく林地開発の許可や「広島県土砂の適正処理に関する 条例」に基づく「土砂埋立行為に係る規定」に該当し、これに対して申請がご ざいましたら、許可基準に沿って審査を行い、許可の可否を判断いたします。

申請が行われてないものについてはすべてが把握できてないというのも現状ではありますが、ご相談等ありましたら個別にまたこちらも相談にのって、また県等も一緒に協議をしたいと、このように考えております。

○6番(田原賢司) (挙手)

- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- ○6番(田原賢司) 根本的にこういった話が出やすい背景としてはですね、 昔と違って山林の価値そのものが低下しているというところが原因だと思います。材木などの資産価値は低く、ほとんど利用されないため、大半の森林が放置されております。

そうした中でですね、谷あいの急傾斜の山林を持たれている所有者の方については、相続はしたけれど利用価値は見出せない。そんな所にですね、いくらかでも買いますよと話が来たら土地を手放されます。土砂の埋め立て工事そのものについてですね、反対するものではないんですが、こういった事例のときにですね、土地所有者の同意が重要で手続き上ですね、そういった重要なので、事前に事業者の方はそういった土地について先に先行取得して、土地の権利を事業者そのものが先に取得してですね、書類上、施設構造や工事の方法等、書類審査については特段注意するところがなければ、書類上通るかと思うんですが、肝心要の土地所有者についても事業者になりますのでとおりやすいような状態が見受けられます。そうしたときにですね、下流へ民家がある場合、その下流の民家の方は全く知らない状態で物事が進んでしまうという状態が発生するかと思います。手続き上ですね、これを下流の方も同意を得るようなことはできないものか、どうかというのをお聞かせください。

- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) お答えをいたします。まず土地所有者の義務についても議員ご指摘のとおりで、まず事業を展開するものが所有者になれば、自らの範囲内であるということは往々にしてあることがあります。また土地、埋立て等ですね、行う区域の周辺の住民、これに対しましては、土砂埋立て行為をこういうふうにやりますよと、概要ですね、概要の説明をしなければならないというのが申請者のほうに付いております。これを許可条件にしますので、もし許可が出た後に住民のほうに、周知されてないということがあれば許可違反ということで、文書による指導、口頭による指導から始まるわけですが、指導等を行ってまいりたいとこのように考えております。
- ○6番(田原賢司) (挙手)

- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- 今回はたまたまですね、民家から近かった。近かったと ○ 6 番 (田原賢司) 言いましても、数百mあるわけなんですが、たまたま地元の方がその山に上が られたと。そしたら木を切っておられたと。その木を切られた面積も相当なも のだったので、びっくりして近所の方へ話をしたら、それは事業者の方が山を 買わしてくれと最近回ったよといった話が出てですね、気づいたと。結果から 言いますと、地権者の方がですね、この谷の地形についてよくご存じだったの で、鉄砲水が出るような箇所をですね、売ったら、ましてや泥を埋めるといっ たことですので、たいへんな状態になるといった形でですね、それについて土 地の売買はしないといわれましたので、事業そのものは中止になったわけなん ですが、こういった事例というのは放っておけばほかの谷でも発生すると。た またま今回は地元でそこへ住んでおられる近所の方が山主だったといったこと で防げたわけなんですが、相続して、全く知らない町や市へご親族の方が転出 していった場合にはですね、当然そういったことは知りませんので配慮しよう にも配慮のしようがないといったことが考えられます。そうしたときに地元説 明はしかりなんですが、事前にそういったハザードマップで指定しているよう なとこについてはですね、何らかの行政的な手立てが打てれるのではないかと いったところをお願いしたいわけなんですが、その点いかがでしょうか。
- ○産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(大原幸浩) お答えをいたします。実際に許可の基準になる 部分なんですが、申請がなされて、許可基準をクリアするかどうかについて は、町の方で当然判断をいたしますし、そのときに市町の意見を聞くというこ とがございますので、近隣またはその下流部分ですね、の説明、概要の周知 等々が行われているかという部分を許可条件に盛り込むことはできると、この ように考えます。
- ○6番(田原賢司) (挙手)
- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- ○6番(田原賢司) 3問目については、この間一緒のような話しになりましたので、実際ですね、そういった事前に地元説明とかどうとかいうところは抜

きにしてですね、実際事業者の方も営業でやられているわけですので、事前に こういった谷については土砂そのものは埋めたらだめですよというのをあらか じめ行政としてですね、明示しとけばですね、ここについてはいくら申請して も町としてですね、許可はできないよといったことが下流に民家があった場合 ですね、生命財産に関わるようなことがあるような谷についてですね、あらか じめ明示しとくということができないものなんでしょうか。これは県と協議い ただきですね、今後ご検討いただきたいと思いますが。

- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) お答えをいたします。あらかじめ明示できないかというご質問でございますが、これについては持ち帰り検討させていただきたいというふうに思います。この場で必ずできますとは勿論言えませんし、議員おっしゃいましたように、営業妨害になりかねない部分もございますので、即答は控えさせてください。
- ○6番(田原賢司) (挙手)
- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- ○6番(田原賢司) 私のほうも事前に県の担当課のほうへですね、そういった話は振っておりますが、なにせ町担当課のほうからですね、そういう提案がない限りには、県として単独で動くわけにはいかないといったお話しではございました。続いて4間目のほうへ行きたいと思います。
- ○議長(米重典子) (3)は。
- ○6番(田原賢司) 3問目はこれまでのやりとりの中でわかりましたので、これは約8年前の話しになるんですが、これはまた別の場所になります。土砂が大量に流出して、下流のため池や山林を埋め尽くした事案がございます。その際に、行政、これは副町長、産業課長、企画課長、当時ですね、出ていただいて、地元関係者、大見自治センターに集まって土砂流出について対応協議いたしました。その際、土砂流出防止のための沈殿池、土砂で埋まった、ため池の復旧について行政指導していく旨でありました。その後の経緯はどうなったか。

何もなされなかったために、今年の8月にはですね、大量の土砂が戸張川な

どに流入し土砂が堆積し、農業用水路が約300mにわたって埋まり、農地へは 土砂が流入するなどの営農被害が発生しております。こういった被害を発生さ せないためにも、県と連携をとり、条例の不備な点を改正し、規制と監視機能 を果たすべきではないでしょうか。

- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) それでは4点目の、土砂流出防止に関する対応 についてでございますが、必要に応じて県と協議・相談を行い、現場現状を踏 まえ、口頭や文書での指示や指導を行っております。本年度におきましても文 書による指導を行っているところでございます。

今後も引き続き、適切な工事が実施されるよう申請者への指導、また助言に 努めてまいります。

- ○6番(田原賢司) (挙手)
- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- ○6番(田原賢司) この土地につきましては、かなりの面積の土地をですね、開発しとります。平地化してですね、下流の構造改善がなされてない場合近隣における営農上の支障、近隣生活環境への悪影響等がございます。一度盛土をされるとですね、是正がむずかしいので、特に未然防止や早期発見、早期対応に力を入れるようお願いしたいと思います。毎年この戸張川につきましては、県の維持管理化へお願いしてですね、浚渫をたびたびお願いしておりますが、こういった事業者がいらっしゃる限りですね、行政負担がますます増すことと思います。本来ですとほかの方面へ使われるべき税金がですね、こういったことで無駄に使われるといったことがございますので、厳しい態度で挑んでいただきたいと思います。またそれに対してですね、条令の不備な点等ですね、改正していただくよう引き続き連携を取っていただきたいと思います。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) 議長。
- ○議長(米重典子) 産業振興課長。
- 〇産業振興課長(大原幸浩) お答えをいたします。田原議員のただいまの質問と同一箇所のこととは思うんですが、町といたしまして、先程も言いましたように、違反行為に関わるもの、許可違反に対しての措置命令を出しております。これにつきましては沈砂池等土砂を流出させない。それから流出させた土

砂についてはきれいに片づけると、こういったようなものを文書での指導をしているものでございます。条例の不備につきましては、不備な点がございましたら、勿論協議し、条令改正はしていきたいと、このように思います。

- ○6番(田原賢司) (挙手)
- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- ○6番(田原賢司) 是非ともよろしくお願いいたします。

それでは5問目なんですが、横断歩道や中央線などの白線や交差点を知らせる舗装が薄れ、消えかかっている道路が町内各地で目に付きます。

交差点で見通しが良くない場所などは、そのために引いた白線やカラー舗装などが薄れていたのでは機能効果が半減します。また、通学路にもなっている事故が多発する交差点については、信号機の設置要望も引き続き行う中で、注意表記の看板設置や区画線により車道幅員を狭めるなどの対応をすべきでないでしょうか。

- ○建設課長(福本宏道) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) それでは 5 点目の安心安全な道路環境の整備についてでございます。道路施設につきましては、平時より町職員による町内パトロールを行い、必要に応じて修繕などの対応を行っているところでございますが、現状ですね、すべての修繕が追い付いてない状況ということも把握しているところでございます。また、毎年、通学路などの点検を実施しており、学校、警察及び各道路管理者が現地を確認し、新たな交通安全施設の設置、交通規制、修繕など必要な対策を協議し、各管理者において対策を実施しているところでございます。

今後も道路施設の適切な維持管理に努めるとともに、事故などが予見される 場所への交通安全施設の設置や交通規制など、関係機関と連携し、より安心安 全な道路環境の整備・維持に努めてまいります。

- ○6番(田原賢司) (挙手)
- ○議長(米重典子) 6番 田原賢司議員。
- ○6番(田原賢司) 過去ですね、交通事故があったような箇所でですね、減速の標記や、よく見受けられるのが、その当時事故があった後ですね、警察、

行政関係者揃ってそのときどきの対応ということでですね、道路管理でできる 面という形でですね、カラー舗装にしたり、減速標記もしくは視認性確保のた めの伐採処理などしておったかと思います。それが、それから月日が流れると ですね、当然担当者等も変わる中でですね、そこが過去起こった死亡事故の場 所であるところがですね、さもすると管理上忘れてですね、そのときにした対 応というのがおざなりになっている面が見受けられます。

また道路のですね、改良当時は、その時にはなかった建物月日が流れるにし たがって、建ってですね、交差点の状況というのも様変わりしております。そ ういったところをですね、関係機関と連携を取ってなお一層安全安心に取り組 んでいただければと思います。以上で私の質問は終わります。

- 〇建設課長(福本宏道) 議長。
- ○議長(米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) それではお答えいたします。過去に事故が起こった 箇所等で対策をしている箇所につきましてはですね、過去の事故の状況を今一 度把握に努めると共に、経年劣化により傷んだ施設については適切に更新をし ていく。またこの間の事故の発生状況等も踏まえですね、新たな対策を追加す る必要もあることと考えております。また、道路建設後にですね、建物が建っ て、交差点が死角になるといった所につきましては、新たにカーブミラーを設 置して視認性を確保するなどの対策を検討してまいりたいと考えております。 〇議長(米重典子) 以上で、 6番 田原 賢司議員 の一般質問を終わり ます。

ここで換気のための休憩をとりたいと思います。再開は3時 35 分といたし ます。

> 休 憩 15時25分

再 開 15時35分

○議長(米重典子) 休憩を閉じて会議を再開します。

次に 「町の活性化にシェアオフィス施設を」 5番 向谷 伸二議員。

○5番(向谷伸二) はい、5番。

- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) それでは議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

質問の要旨、人口減少は町にとって最大の懸念であり、早急に対策が必要と 考えます。9月の一般質問でも定住・移住についてお伺いしましたが、若い世 代や子育て世代により多く定住していただくことが、最大の解決策と思われま す。しかしながら定住するには「稼ぐこと」いわゆる「仕事場」も必要です。

そこで都市部からの新たな技術を持った人材やフリーランスとして仕事をされている方、あるいは地元で起業を考えている方、あるいはテレワークで働いておられる方などさまざまな方がワーキング可能なシェアオフィスを整えることで、新たな仕事の発見や交流も発生するのではないでしょうか。現在はコロナウイルス感染症の影響もあり大変厳しい状況ではありますが、反面、変革期でもあり大きなチャンスの時でもあると思われます。

シェアオフィスを整えただけでただちに仕事が増えるというようなことでは ありませんが、サテライトオフィスなどの整備も含め、光ファイバ網整備をき っかけに新しい風を吹き込み、利用者と地元事業者間との交流も促進すれば新 たな発見、新たな展開に発展する可能性があります。そういった観点からもシ ェアオフィスが必要と思われますが、町としての考えをお伺いします。

- (1)シェアオフィス施設に対する考え方は。
- ○町長(奥田正和) はい、議長。
- 〇議長(米重典子) 町長。
- 〇町長(奥田正和) それでは5番 向谷伸二議員の「町の活性化にシェアオフィス施設を」のご質問をいただきました。

議員おっしゃられますように現状光ファイバ網の整備を進めております。設備後のデジタル化も含めたDX、さまざまに期待をされ、町民の方もどういうことができるか、町に対する期待感も上がってきております。そういった発信も含めながら、そういった関係人口含めた事務所設置と言いますか、世羅へオフィスを設置いただくというのはすごく期待もし、今後どうすればいいかという模索もしているところでございます。

1点目にあります「シェアオフィス施設に対する考え方は」でございます。

一つの事務所やオフィスを複数の企業や個人が使用するシェアオフィスについては、新しい職場環境の創造として熱い注目が集まっています。町では、職場空間を共有するコワーキングスペースの創設やサテライトオフィスの誘致は、新たな企業誘致のあり方として推進すべきものとして位置づけており、今年度、サテライトオフィス誘致戦略を策定し具体化を図ります。

当該戦略に基づき、町の持つ地域課題の解決に取り組んでいただける企業等の誘致により新産業の創出につながっていくことも期待されるところでございます。

今後、新たな事業者を誘致することによって、利用者同士の交流や町既存産業とのコラボレーション等が生まれまして、町内企業の活性化や所得の向上等に波及していくことが期待されるため、誘致に繋がる施策・事業を町として積極的に取り組み、推進してまいる所存でございます。

また以前視察した和歌山県の事例も前に報告もしましたけれども、駅から何分、空港から何分といった売り込み策もあるようでございます。東京からの日帰りもできるというような地域にはかなりそういったシェアオフィスも取り組んでおられる自治体ありまして、そういったのも売りのひとつになっているというふうにお聞きをしたところでございます。世羅町もそういった面ではしっかりいろいろと頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) はい、5番。ただいまコワーキングスペースやサテライトオフィスについて推進すべきものとして、今年度はサテライトオフィス誘致 戦略を策定されていると。更に町内企業の活性化や所得の向上等に波及が期待 される誘致施策を積極的に取り組むとの発言いただきました。引き続き誘致戦 略の具体化に取り組んでいただきたいというふうに思います。

では次の質問で近隣の例、先程町長からも例の話しが出ましたけど、和歌山の話しがでましたけども、近隣の例でいきますと、安芸高田市ではいいオフィス安芸高田というコワーキングスペース、いわゆるシェアオフィス施設を開設し公設民営で運営されておられます。約370㎡で、40席の共有スペース、2人用個室5部屋と会議室を設けて、フリーランスの個人事業者、テレワーク勤務

者、出張中の仕事場として、などで活用されている。地方にはない働き方をしている人に来ていただけることで、地元事業者も大きな刺激を受けると思われます。 先程サテライトオフィスについては誘致戦略を策定中というお話でしたが、併せてシェアオフィスの開設を検討される予定はございますか。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- 〇議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) それでは2点目の「シェアオフィス施設の検討は」についてお答えします。

「サテライトオフィス誘致戦略」に書き込まれる詳細な方向性や具体的な中身は、作成中の戦略の完成を待たなくてはなりません。現段階で、「サテライトオフィス誘致戦略」を実のあるものにするために、拠点となりうる具体的な場所の選定と確保が課題になるものと予想しております。民間の空き店舗・空き倉庫等になるのか、町所有の公有財産も含めて検討対象とする必要がございます。商工会等関係機関や町関係課と協議し、より相応しい方策になりますよう検討を重ねることになります。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) 私は今、シェアオフィスは検討されておられますかという話をさしていただいて、サテライトオフィスへというご回答だったんですが、サテライトオフィスもシェアオフィス的考えでおられるという意味なんでしょうか。私の中では少し別のものというふうな考えでいるんですが。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- 〇議長(米重典子) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(前川弘樹) お答えします。私の説明が不足しておりまして 失礼をいたしました。この件で企業誘致、要はIT関係企業の誘致をする場合 には2つ考え方があろうかと思います。まず本社の誘致、あるいはサテライト オフィスの誘致でございます。そのサテライトオフィスの誘致の中には循環型 と常駐型ということになります。今おっしゃられるシェアオフィスということ につきましては、循環型というところに入ろうかと思います。まず今、作り込 みをさせていただいている中で、我が町の課題解決に向けてどういう取り組み

をしていったらいいかということを考えておるところでございます。と申しま すのが、それがしっかりできませんとミスマッチが起きてしまうということが ございます。まずはその計画づくりにまい進してまいります。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) はい、5番。はい、わかりました。では次に、次の質問は、シェアオフィスと直結という話ではありませんが、今の変革期を単独事業者だけで乗りきるのはたいへんであると感じています。同業者同士でお互いの不足分を補ったり、異業種での交流を増やすことで、仕事の幅を増やすことが重要ではないかと考えます。新しい交流作りに関して、行政としての考え方や取り組みがあれば教えていただきたいと思います。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(前川弘樹) 3点目の「同業種または異業種、あるいは学生を含めた新しい交流・仲間づくりの必要性は」についてお答えします。

ご指摘の点は大変必要な要素であろうかと拝察いたします。本町は、取り組みの緒に就いたばかりでございますので、地元経済を支える商工会様や県の産業支援機関等と連携を図り、必要となる「場づくり」について検討を深めてまいります。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- 〇議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) まだ検討段階という、そういったところのように感じます。会議というのもいろいろありますけど、かしこまった会議等ではなかなかよい案が出にくいというような結果も出ているというふうに聞いております。 やはりシェアオフィスやサテライトオフィスの誘致に成功すれば、新しい出会いや、自由闊達な意見交換等の、そういった場所も増えて来ると思われますので、是非、早急に整備を進めていただければというふうに思います。

次の質問に入ります。コロナウイルス感染症により、従来型戦略の見直しが 求められているところです。新たな戦略を見つける必要性があると思います。 そこでお伺いします。世羅で新しい商品づくりや、新たな販売方法、新たな販 売ルート、新たな集客方法など、事業者間や産業間のコラボが重要と考えます が、そういった取り組みにサポートされるようなお考えはおありでしょうか。 〇商工観光課長(前川弘樹)

議長。

- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(前川弘樹) それでは4点目の「新しい商品、新しい販売方 法、新しい販売ルート、新しい集客方法など、産業間のコラボが重要と考える が」のご質問にお答えいたします。

ご指摘の点も重要な要素であると受け止めます。現段階では見えない部分が ございますので、戦略策定にあたり、ヒヤリングをした関係部署、事業者等の 意見や、これまで視察した先進地の事例を参考に異なる産業を結ぶ手法に反映 してまいりたいと考えております。

- 5 番 (向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) 先ほど安芸高田市の例を紹介させていただきましたけ ど、そちらも四国の株式会社あわえさんですかね。そちらと組まれてサテライ トオフィス立ち上げたと聞いております。令和2年から研修施設1棟、宿泊施 設2棟で展開され、視察も含めた利用者は年間30社から50社あるというふう に聞いております。相当な数だなというふうに思います。その結果、令和3年 実績で9件の企業誘致に成功されたそうです。たいへんすばらしいことだな と。それと短期間で成功されているなというのが驚きであったんですけど。更 にそれらの企業と地元の若者や事業者との交流により安芸高田市ではジビエ商 品の販路拡大、確か新聞にも載ってたと思います。それはサテライトでこちら に来られた企業さんの取引先が都内にレストランのチェーン展開されている と。そこに商品を納入することができて、今現在年間 1000 万くらいの売り上 げというふうに聞いております。勿論莫大な利益を生むということはないです けど、世羅にも処理施設がありますね、そういったことの経費はすべてそれで 賄えていると。黒字になっているというような話でした。あと、生産者から出 た規格外の野菜とかをですね、集めて、調味料化している、乾燥されているん だと思うんですけど、調味料を新しく開発しているというようなこともおっし ゃられてました。このように企業誘致が地元の活性化につながって、更には若

者の仕事場の拡大であったりとか、定住につながっていくのではないかなとい うふうに思っております。そういった点も含めて是非こういった施設をです ね、早急に進めていっていただきたいというふうに思います。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。私どももまだ安芸高田市のほうにはまいらせていただいておりませんので、しっかり勉強させていただきたいと思います。他の四国であったり、山口の先進地にはまいらせていただいて勉強、研究を深めておるところでございますけれども、やはり企業様としますと進出する意味、やはり新しい人材の確保であったり、新しい商品開発であったり、そういう企業さんの思いと受け入れ先、要は自治体あるいは町の事業者の関わり方、連携の手法、そういったことも込みでさまざまに検討を深めてまいります。
- ○議長(米重典子) 次に 「Uターン政策強化で地元に活力を」 5番 向 谷 伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) はい、5番。移住・定住に関し、町の補助事業として は、「移住者住宅支援事業」並びに「若年者遠距離通勤助成事業」等がありま す。しかしながら「移住者住宅支援事業」は新築及び空き家バンク物件の購入 が対象であり、実家にUターンする若者や子育て世帯の支援にはなっていない と思われます。

先程も申しましたが、町の人口減少を食い止めるためには、町出身者に帰っていただくことがたいへん重要であると。そして更にそれは地元の大きな支えにもなると。活力アップにも繋がると思います。

若者世代が地元に帰ってくる場合や、親の面倒を見るために帰ってくる場合などの、後押しができるような支援策が必要と考えます。そこでお伺いします。

Uターン者が実家等改修する際の補助金を検討してみてはいかがでしょう

か。

- ○町長(奥田正和) はい。
- ○議長(米重典子) 町長。
- 〇町長(奥田正和) それでは向谷議員の2問目、「Uターン政策強化で地元に活力を」のご質問にお答えをさせていただきます。

町では、現在、Uターン者に特化していないものの、住宅を改修する際の補助金といたしましては「世羅町住宅リフォーム補助事業」がございます。町内に住所を有する方が自ら居住し所有する住宅をリフォームする際、リフォームに要する費用の10分の1、上限30万円、三世代同居リフォームにつきましては上限50万円を限度に補助を受けることができる事業となっております。

また、空き家バンク事業や移住者等住宅支援事業におきましても、一部要件はございますがUターン者の制度利用は可能となっております。と申しますのもいろいろ私も相談はUターン者において受けるわけでございますが、いったん世羅町から住所を5年間移してというような要件等があったりする場合もあります。それに5年間出ていた方というのが、なかなか2、3年で帰って来られる方もいらっしゃるということで、なかなかそれに適用がならない部分もありますので、これについては少し考え直す必要があるということを私の中では思っております。

一方、若者世代の最大の転出要因につきましては就職等の仕事関係となって ございまして、この移住定住促進施策だけではUターンの促進を図ることは難 しいという現状もございます。先般通勤補助についても、いろいろ世羅に住ん でいただきたい旨の意味で構築したものでございます。

いずれにいたしましても、議員ご提案いただきますUターン者に特化をしま した補助金の制度を含め、より効果的な移住定住支援策の構築に向けて検討し てまいりたいと考えておるところでございます。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番(向谷伸二)
- ○5番(向谷伸二) はい、5番。確かに住宅リフォーム補助事業というのがありますが、これは町民全体を対象にした事業でありますし、補助金額も10分の1と、30万上限。3世代の場合は違いますけど、金額的にも少ないと。そ

れと、これは全体の事業でもあるということも関係するんですが、募集後まもなく予約限度額に達するというような状況で、非常に早い段階で事業自体が終ってします。残りはまた翌年度待ちというような形になっておるかと思います。これではほんとに必要な人が必要なときに受けることができないということだと思います。実際に子育て世代が実家に帰らなくてはならないというような事象が起きたときに、では町で住んでいた子ども達、ウォシュレットで育った世代、ユニットバスで育った世代が家に帰ってきたときに果たしてそのままでいいかということはたいへんむずかしい。やっぱりその環境に慣れるというのはたいへんだろうなというふうに考えます。そうすれば当然、それなりの費用も発生してくるのではないかなというふうに思いますので、是非、Uターン者に特化した補助事業を検討していただきたいというふうに思います。

- ○企画課長(道添 毅) 議長。
- ○議長(米重典子) 企画課長。
- 〇企画課長(道添 毅) 議員のご提案につきましてはですね、しっかり受け 止めさせていただきたいと考えております。移住定住施策、県内各市町さまざ まな取り組みが行われております。以前、議員のほうにもご教授いただきまし たけれども、三次市のほうでこうした補助制度を設けられている、そういった ところも勉強になりました。

ただ、やはり各市町ですね、いろいろ移住定住施策、濃淡がありまして、当然、三次市さんの場合はそういうのがある半面、世羅町において行っているような移住定住の支援というところの金額がぐっと低いものとなっております。ですからどこへ力点というか、重点を置いて移住定住施策を進めていくのかというのが非常に重要になってくるのではないかと考えております。今の移住者住宅等支援事業につきましては、移住の促進という点と、併せて空き家対策、空き家の有効活用という側面も含めてですね、この事業を設けて取り組みを進めているという状況でございます。住宅リフォーム補助事業、これは現在ある事業でございますけれども、そこにUターン者特化の事業を新たに設けるのか。それとも既存事業の拡充を図っていくのか。そうしたさまざまな視点においてですね、検討していく中で先程町長申しましたように、より効果的な移住定住の施策、この構築に努めてまいりたいと考えております。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。

○5番(向谷伸二) はい、5番。勿論世羅町ではそういった事業をしていると。それはやはり空き家対策という部分も大きな、そちらから見た、そっちからの視点で見た補助事業であろうかと思います。私が申し上げているのは違う方面の視点で見さしてもらってますから、それはそれでやはり別に検討すべき事項ではないかなというふうに私は思います。少しやっぱり趣旨が違いますので、それを検討していただきたいと思います。

先程三次市の話しが出ましたのでちょっとご紹介させていただくと、三次市ではUターン者実家等改修補助金という制度がございまして、費用の2分の1、これは上限が30万、今のこちらで出している金額と同じ30万。ただし、子育て世代の場合、小学生以下の子どもは1人につき20万、中学生以上の場合は10万円、限度両方で50万ということで、たとえば、3人子どもがおられて実家に帰ったといった場合は最大80万出すことできるというような制度でございます。

いろいろ財政的に厳しいときですから、あれもこれもという、それがいいとは私も申し上げませんけど、やはり若者に帰って、子育て世代に帰っていただく方策は何かないかというふうに考えたときに、これもやはりひとつの方法ではないかなと。ですから中身についてはそれは検討していただいて、されたらいいとは思いますけども、ひとつの政策の候補としては是非検討していただきたい。勿論、たとえばこれの補助をすることだけで若者は帰ってこないというふうに先程町長からの発言もございました。確かにそのとおりです。ですからさっきのサテライトの話、シェアオフィスの話を両方、今回はセットで出させてもらっているというのは、やはり働く場所もないと帰って来れない。帰って来たときの補助もあれば助かるという意味で最初にシェアオフィスの話しをさせていただいて、今このUターンの補助の話しをさせていただいてます。人口減少がやはり最も憂慮すべき、懸念する材料だというふうに思っておりますので、さまざまな視点から、さまざまな方向からどうやったら活性化できるかということを考えていっていただけたらなというふうに思います。

〇企画課長(道添 毅) 議長。

- 〇議長(米重典子) 企画課長。
- ○企画課長(道添 毅) お答えいたします。議員ご指摘のとおりだと私も認識をしております。住む所だけでは当然だめで、仕事というのも非常に重要でございます。令和元年度、令和2年の1月の成人式の対象者にアンケートをとったことがあるんです。そのアンケートの質問の中に、Uターン、世羅町に帰って来るための必要条件はという質問項目がありまして、それで約半数の方が自分の志望する仕事がある、希望の会社がある、この回答が一番多かった。仕事関係が一番多かった。となるとやはり若者のUターンを考える上においては、そうした就労環境というところのですね、整備なり、支援というものが必要となってくるというふうに考えております。そのため、この今年度、3年度から通勤の遠距離通勤支援でありますとか、その他奨学金の返還支援、そうした仕事関係の支援。それから移住者等住宅支援事業についても2年度までよりは拡充を図っております。

総合戦略、令和3年度から、今年度から始まったばかりではございますけれども、議員のご提案等もしっかり受け止める中で、移住定住の促進、若者の雇用環境の改善、そうした目標の中で各種事業設定しておりますけれども、それぞれの事業におけるPDCAというものを回しながらですね、しっかり事業効果を上げていけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(米重典子) 次に 「今高野山開基1200年 迎えるための環境整備は」 5番 向谷 伸二議員
- ○5番(向谷伸二) はい、5番。
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) 最後の項目に入ります。来年、今高野山開基 1200 年を 迎えるにあたり、イベントも多数計画されていると思います。そこでイベント 開催時、従来から問題と指摘されていた点についてお伺いします。
 - (1) 駐車場不足に対する対策は。
- ○町長(奥田正和) はい。
- 〇議長(米重典子) 町長。
- ○町長(奥田正和) では向谷議員の3問目でございます。今高野山開基1200

年 迎えるための環境整備について、1問目は駐車場不足の対策についてご質問いただいております。

この今高野山開基 1200 年につきましては他の議員からもいろいろとご指摘をいただき、さまざまな展開に期待する旨のご意見もですね、多方面からいただいておるところでございます。この駐車場不足についてでございますが、過去議会でも取り上げていただく中でどうにか確保すべきであるということ、また後程出ますトイレについても改修すべきであるというご意見を多くいただき、この不足部分については、町としましては現在、今高野山第一駐車場のところございます。紅葉シーズンが本格化します 11 月については平日でも満車状態となっています。甲山史跡・名称伝承保全会におきまして役員の方から近隣の商店や金融機関等にお声がけをいただき、駐車場の確保にご尽力をいただいておるところでございます。現在ではそれぞれ一定量の確保はできておりますけれども、ただ期間中においては大変な混雑がございまして、町では安全確保のため警備員も配置して円滑な車両の誘導を図る対応をとっているところでございます。

学校等の駐車場等も使ってございます。できるだけ徒歩で行ける場所という 所がですね、駐車場としては確保すべきと思いますが、先程出ましたパークア ンドライド的なご意見等もあろうかと思います。そういった経費の部分もそう ですけども、いかに来られた方が楽しんでいただくか、また近隣の方々にご迷 惑をかけずに済むかといったところも配慮しながら駐車場不足の解消に努める ようにしていきたいと思います。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) はい、5番。先程平日でも満車状態というふうなお答えでしたけれども、ということは土日はどうなんでしょうかという話ですね。当然足らないということがこのお答えからも出ているのではないでしょうか。それと足らないのは明らかだということがわかっているわけですよね。実際、たとえば、実際の訪問台数と、たとえば駐車場の確保数というのは把握されておられるのでしょうか。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。

○議長(米重典子) 商工観光課長。

〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。この紅葉シーズンの受け入れにつきましてはですね、地元関係団体様とも3か月前、4カ月前から協議をしていっておるところでございます。今、おっしゃられるところについては確認をしつつ進めているところでございます。昨年につきましてはGOTOトラベルの関係等もありましたので、バスでお越しになられる方も多かったのですが、今年はバスでの来訪はあまり見受けられませんでしたので、そこまでの混雑ということには至っておりません。今、地元の活動団体様と協議をしながら、たとえば他の地域みたいに行き止まりの所に行って交通渋滞になるということもありませんですし、今の状態でいきますと、そこまでお困りになられるくらいに不足しているということにはないというふうに思います。今年の状況につきましてはもう間もなく反省会をさせていただくように考えておりますの中におきましても来年に向けてどういうふうに取り組むか、そういったことについても深く掘り下げる必要があるかというふうに思っております。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) さっき数字のこと言いましたけども。バスだったら、駐車場はこれぐらい確保できるとか、乗用車だったらこれくらい確保できるとか。実際たとえば今のコロナ禍だったら確か乗用車でしょう。だったらどれくらい来られて、どれくらい不足しているのか、その把握がまず必要なんですよ、本当はね。その上で何台確保しようかと、だったらどれだけ駐車場がいるなと。じゃあ、どういう手を打とうかと。そこから始まっていくんですよ。ただ今年は大丈夫でしたとか。来年はだめかもしれませんと。これじゃあだめなんです。それくらいの数値の把握をした上で、どう対策をとるかということが大切なんですよ。たとえば先程同僚議員がお金をというような話も言われましたけど、それも正しいと思いますね。要は観光地に来られるというのは勿論商業的な意味合いで地元からするとお金を落としていただくということも非常に重要で、そのために経費をかけているわけですから。それはいろんな意味でそれを運営できるような状態に持って行くというのが全体のビジョンとしてないといけない。じゃあ、駐車場をどうするか。大型バスが来たときにはこういう

対応をとると。個人の車のときだったらこういうふうにしようと。それが無料の駐車場はここですよ、有料の駐車場はここですよと。あるいは最近だったら、民間の家の庭を駐車場として契約できるというようなシステムもありますよね。登録していただいて、マッチングして空いていればそこに入るというような形だってできますよね。いろんな形があろうかと思うんですよ。でもただビジョンがないから、そこへ至らないんですよ。じゃあ、どこでどういう数を確保しようかということが大切なんです。そのためには無料もあってもいいけど、有料もあっていい。さまざまだと思うんです。そうすることによってボランティアで働いている方にも資金の提供もできるわけですよ。分配もできるわけですよ。そこが足りないというふうに思いますがどうでしょうか。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- 〇議長(米重典子) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(前川弘樹) お答えします。3、4年前くらいからかなりのお客様がいらっしゃる中で、昨年、一昨年くらいから駐車場での回転の様子であったり、混み具合を含めまして、大体そのシーズンにどれくらいいらっしゃるかいう人数は概略では把握をしておるところでございます。今年度についてはまだ数字についてはまだ固めておりませんので、そういう数字を見つつどういう手法があるのかなというふうに考えているところでございます。

それと昨年度お手洗いを修繕させていただく中で、やはりお手洗いのことでいきますとやはり利用が多いこともありましたので、たとえばバスの交通事業者様に対しましてはこういう状況で今、紅葉が進んでいくでありますとか、そういう情報をお伝えする中でですね、やっぱり緩和策をこれまでもやってきましたし、これからもやっていきたいというふうに考えております。まずは今年度反省する中で、反省会の中でどういう取り組みがより良いか、そういったところを研究を深めてまいります。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) しっかりご検討の程、よろしくお願いいたします。

では次の質問入ります。観光客にとってトイレは必要不可欠な施設です。イベント時にはお客様の急増が予測されます。そこでトイレの確保と清掃管理に

ついてのお考えをお伺いします。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 2点目の「トイレの確保と清掃管理は」についてお答えいたします。

令和2年度に今高野山第一駐車場にある「さわやかトイレ」の改修工事を行い、利用者の方へ気持ちよく使っていただけるよう整備をすすめてまいりました。併せて、紅葉シーズン中は、仮設トイレを設置するなど、大人数でも対応できるよう取り組んでおります。

また、トイレ清掃については、シルバー人材センターへの業務委託により実施をしておりますが、地元ボランティアなどによる清掃活動がなされております。地元の皆様と気持ちを一つにし、今後も美観保持には一層努めてまいります。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) ボランティアの方の清掃活動されてますということで、ボランティアの皆様にはたいへんお世話になりこの場を借りて感謝申し上げます。トイレというのは観光客にとって観光地がすばらしい場所であるというのは当然必要なことですけど、行ってまた帰ってまた行ってみようといったときには、違う要素が働いてくると思うんです。先程の駐車場、トイレあるいは飲食、この辺の満足度が高くないと、リピーターとしては帰ってこないんですよね。1回限りのお客さんになる。行ったけど、景色は良かったけども、トイレはなかったよと。これではいけないわけですよ。そこが総合的な見地からみていただかないといけないと。だから仮設トイレはたくさん用意してますよと言われますけど、仮設トイレに入りたい人はそんなにはいないと思います。でしたらトイレのある場所がどこなんだと。たとえば公共も含めてですけど、先程の隣に温泉施設、今、ありますけど、あそこも駐車場はあそこのあたりもきちっと使わせていただけたら皆さんも助かると思いますけど、たとえばトイレをその時期だけ開放するとか、いろんな場所で、使える場所というのもある程度確保しておかないと探してどこ行っていいかわからない。民家の門をたたいた

ようなことがあっていけませんから、やはりその辺はきちっとされるべきではないかなと。先程の駐車場もそうですけど、トイレもそうですけど、やはりこの場所が使えますよというようなものがあればね、多少、観光客の方もそこめざして行くということもできますけど、全く初めての場所へ来てどこへ行ったらいいのかわからないというようなことでは、トイレをすぐ造ってくださいと言ってできるもんじゃないんですよ。だったら、どうやったらそれを解消できるかということを考えるのが行政の仕事ですよ。そのために何をするかっていうことですよね。そこに知恵を、お金じゃなくて、知恵を働かせて、どうやったらその人を誘導できるか。ネットなのか、ホームページなのか、たとえばどっかでちらしを配るのか。それはまああれですけど、なにかしら知らせてあげる方策を考えるのがひとつのやり方だと思うんですよ。その辺を十分検討していただきたいというふうに思います。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。まずお手洗いの件でございますけれども、昨年改修をさせていただきまして、女性のお手洗いについては基数を増やしたところでございます。ですから新しくなりましたし、美観保持にも努力をしておりますのでたいへん喜んで使っていただておるところでございます。お隣のせら温泉様におかれましてはこれまでボランティアで清掃もしていただいておりますし、その季節によっては館内のトイレも使わさせていただいとるいうような状況でございます。近隣様と思いを共有しつつ取り組んでいければというふうに考えてございます。

それと案内のことについてでございますが、保全会様を中心にその時期にどこに何があるかというようなマップを作られてございます。そのマップは例年工夫をされますので、どんどん中身はようなっていきよるようなものでございます。それを来られた方にお配りするということもあれば、あらかじめ観光協会さんのホームページ、セラナンデスにも掲載をしまして、地域の情報をお伝えしているところでございます。よろしくお願いします。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。

- ○5番(向谷伸二) では次に今高野山付近で考えると飲食店不足を心配する 声も挙がっていると聞いています。観光地としての食事場所確保は重要と考え ます。そこでお伺いします。観光地としての飲食場所不足を補う対策は。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。3点目の「観光客の飲食不足を 指摘する声もあるが対応策は」についてお答えします。

多くの方々の来訪がある紅葉シーズンでございますが、シーズン到来の前から町や保全会、世羅町商工会甲山地区会、世羅郡飲食組合の役員の皆様と膝を交えて受け入れ態勢協議を行い、その結果、飲食組合では、昨年の紅葉シーズンから屋台村を出店されております。今後も飲食組合様や保全会様や各種団体との連携を強化し、観光客への飲食対応、満足度の向上に努めてまいります。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) 商工会様と、さまざまな方が対策をとられていると思います。お客様に満足して帰っていただけるようさまざまな形でご努力をいただきたいと思います。やっぱり観光地ということであれば、先程も言いましたけど地元に一定の利益が生まれるということはたいへん重要かと思います。地元全体が潤う方策というのも考えるべきではないかなというふうに思ってます。そういった方策も検討していっていただけたらというふうに思います。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- 〇商工観光課長(前川弘樹) お答えします。飲食組合様の関係でいきますと、それこそ5、6年前訪問される方から世羅には食べるところがあまりないですよねみたいなことが寄せられたことがあります。そういったことを受けまして飲食組合様では地元の農家様と連携する中で地産地消のメニューをどのように作ったらいいかというようなこととか、さまざまにご努力をされて、食の魅力向上に努めていらっしゃいます。そういった意味で世羅のおいしいものをいかに観光客の皆様に召し上がっていただいて、次の訪問動機に繋がるように努力をしていきたいと思いますし、組合様、各団体様との意思疎通はしっかり

させていただいて、連携の輪が深まることを努力してまいりたいと思います。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) やはりこういった事業をやる場合はさまざまに多くの人が喜んでいただけるような形になるべきだろうというふうに思いますので、更なる連携の深みをとっていただいて、多くの事業者様が喜んでいただけるような形に持っていっていただければというふうに思います。

最後の質問に入ります。観光客の通り道である甲山本通りではスピード超過の通行車両が増加していると聞いています。子ども達の通学路でもあり、観光客の散策路でもあることを考慮し、より規制強化できる「ゾーン 30」の検討、また安全対策のひとつとして世羅高校前の道路同様の通行区分分け「カラー舗装」を検討してみてはどうでしょうか。

- ○建設課長(福本宏道) はい、議長。
- ○議長 (米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) それでは4点目の「甲山本通りの安全対策について」お答えいたします。

甲山本通りであります「町道上本町大谷線」は地域の生活道路だけでなく、 国道 184 号及び主要地方道三原東城線への連絡道としても利用されていると把握しております。また、付近には甲山小学校や観光施設があり、歩行者の安全確保が重要な路線であるとも認識しているところでございます。「町道上本町大谷線」は時速 30 kmの速度制限がされている路線でございますが、制限速度を超過した車両が多いため、町及び関係機関が実施いたしました通学路点検において、世羅警察署による児童の登下校時の取り締まり、パトロールの強化を対策として実施していただいております。

今後の更なる安全対策についてでございますが、付近の車両通行状況や観光などによる歩行者の移動経路なども考慮し、警察、学校関係者、地元地域と協議する中で、必要に応じ「ゾーン 30」による面的な速度制限やカラー舗装などの交通安全施設による対策の実施を検討してまいります。

- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。

○5番(向谷伸二) 5番。先程の答弁の中で必要に応じというふうにおっしゃられたと思いますけど、それは今、必要ではないという意味でしょうか。必要に応じ「ゾーン 30」を検討するというお答えでしたが、私は必要が今あると思うから、提案というか、お話しをさせていただいたんですが、その点はいかがでしょうか。

- ○建設課長(福本宏道) はい、議長。
- ○議長(米重典子) 建設課長。
- ○建設課長(福本宏道) 現在の対策としましては警察による取り締まりとかですね、パトロールの強化に努めていただいておりますけども、ハード的な対策としましては面的な「ゾーン 30」の指定でありますとか、カラー舗装も今後必要ではないかと、今、検討を進めているところでございますので、実施に向けて調整をさせていただきたいと考えております。
- ○5番(向谷伸二) (挙手)
- ○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。
- ○5番(向谷伸二) ありがとうございます。是非進めていっていただきたい というふうに思います。

最後になりましたけど、先日、広島銀行さんのとこに用事があって行きました。ちょうど信号の所に上に像が立っておりますがね。高い所に。弘法大師像ですかね、立っております。町民の方だったら見慣れているというか、通り過ぎてしまうような部分でもあるかと思うんです。位置が高いですね。観光客様からすると非常に目立つものでもあるし、写真撮ろうかというような場所でもあるのではないかなというふうに感じました。見たところかなり埃がかぶったような状態でありましたし、ライトかなんか切れてたような気がするんですが。スポットライトですかね。そういったこともこちら側ではそこまで思わなくても、観光客の方はそういうところはきっちり見て帰られる部分でもあるし、スポット写真を撮る場所でもあるかなというふうに感じました。やはり観光に来られた方が、埃だらけの像だったよねというようなことでは、やはりどうかな、イメージダウンだなというふうにも感じました。どこの所有でどういうふうな管理というのは私のほうはまだよく把握はしておりませんが、もしそういったことを清掃が必要であるとか、ライトが切れていたりとか、そういう

ことであれば町の支援をいただいてですね、イベント開催するまでに小ぎれい にしていただけたらよりいいのではないかなというふうに感じました。以上で 私の質問を終わります。

- 〇商工観光課長(前川弘樹) 議長。
- ○議長(米重典子) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(前川弘樹) お答えします。ご示唆いただきありがとうございます。この件につきましてはまず調べます。まず調べさせていただいて、どういう取り組みができるかというのを確認します。
- ○議長(米重典子) 以上で、5番 向谷 伸二議員 の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで「延 会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで「延 会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延 会」します。

次回の本会議は、12 月 7 日 午前 9 時から「開 会」いたしますので、ご参 集願います。

(起立・礼)

延 会 16時28分